

すそのふれあいプラン

第5次 裾野市障がい者計画

第6期 裾野市障がい福祉計画

第2期 裾野市障がい児福祉計画



© 裾野市

令和3年3月

裾野市

は じ め に

裾野市では、第4次裾野市総合計画後期基本計画の障がい分野における目的である、「幼児期から学齢期を経て社会に出られるまでの間、切れ目のない、障がい福祉サービスの提供を行うことで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらささえあいの地域の中で障がいのある人がその人らしい自立した生活を送れる地域社会の実現を目指す」ために、平成27年度から令和2年度までの6年間の期間とする第4次裾野市障がい者



計画及び平成30年度から令和2年度までの3年間の期間とする第5期裾野市障がい福祉計画及び第1期裾野市障がい児福祉計画の推進をしてまいりました。

第5次障がい者計画の基本理念に基づき、障がいのある人の自己決定を尊重し、それを支援していくことや、地域生活への移行や就労支援などの必要なサービスを提供することで、障がいの有無にかかわらず、共に社会生活を営むことが日常となり、一人ひとりが自分らしく暮らせることが当たり前な地域社会となり、誰もがこのまちに住める幸せを感じられるようなまちを目指していく所存です。

結びに、本計画の策定に参画していただきました裾野市障害者計画等策定委員の皆様をはじめとして、アンケート調査やパブリックコメント等を通じてご意見、ご協力いただきました皆様に心からお礼を申し上げますとともに、市民並びに事業者の皆様には、本計画の実現に向け一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年3月

裾野市長 **高 村 謙 二**

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的根拠・位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定方法.....	2
第2章 本市の障がい者を取り巻く現状.....	3
1 統計データからみる障がいのある人の現状.....	3
2 市民アンケート調査結果からみた障がいのある人の現状.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1 計画の基本理念.....	26
2 計画の基本目標.....	27
3 施策の体系.....	28
4 SDGs（持続可能な開発目標）の推進.....	29
第4章 第5次 裾野市障がい者計画.....	30
基本目標1 相互理解とささえあいを推進する地域づくり	30
基本施策1 障がいのある人とない人の相互理解の推進.....	30
基本施策2 権利擁護の推進.....	33
基本目標2 一人ひとりの自分らしい暮らしをささえる体制づくり	34
基本施策1 療育・保育・教育における支援体制の充実.....	34
基本施策2 就労への支援の充実.....	36
基本施策3 社会参加活動の充実・促進.....	38
基本目標3 住み慣れた地域での暮らしを支援する環境づくり	40
基本施策1 障がい・疾病の早期発見・早期治療の確立.....	40
基本施策2 障がいのある人の自立した生活をささえるサービスの充実.....	41
基本施策3 施設等から地域生活への移行の推進.....	44
基本施策4 様々な障がいの特性に合った支援の充実.....	46
基本目標4 安心して生活できる仕組みづくり	47
基本施策1 誰もが暮らしやすいまちづくり.....	47
基本施策2 防災・安全対策の充実.....	49
第5章 第6期裾野市障がい福祉計画・第2期裾野市障がい児福祉計画.....	51
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方.....	51
2 障がい福祉サービスの体系.....	52

3 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標の設定	53
(1) 福祉施設入所者の地域生活移行者数.....	53
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	54
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実.....	54
(4) 福祉施設から一般就労への移行者数.....	55
(5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備.....	57
(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制の確保.....	58
(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築.....	59
4 サービス量の見込みと確保の方策	60
1 指定障がい福祉サービス.....	60
2 地域生活支援事業.....	66
3 児童福祉法等に基づく障がい児支援サービス.....	74
第6章 計画の推進に向けて	78
1 計画の周知・啓発.....	78
2 計画の推進体制の構築.....	78
3 計画の進行管理と評価.....	78
資料編	79
1 裾野市障害者計画等策定委員会設置条例.....	79
2 令和2年度 裾野市障害者計画等策定委員名簿.....	80
3 用語解説.....	81

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

国では、近年、多方面にわたって障がい者に関連する法律や制度改革を行ってきました。平成22年に障害者自立支援法を改正し、さらに平成25年にはこの法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」とする）」へと改めるとともに、障がい者の地域生活を総合的に支援することを目標として掲げました。また、平成23年には「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義が見直されるとともに、市町村において「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。

平成24年に制定された「障害者虐待防止法」や「障害者雇用促進法」、平成25年の「障害者総合支援法」などの施行によって、障がいのある人の暮らしへの支援を総合的かつ計画的に進めるための体制の整備が推進されています。そして、平成28年には障がい者への不当な差別を禁止する「障害者差別解消法」が施行されました。

また、平成30年より、「障害者総合支援及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、障がい児のサービスに係る提供体制を計画的に構築するための「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

こうした流れを踏まえながら、本市では、『すそのふれあいプラン』と称して、平成27年3月に『第4次 裾野市障がい者計画』を、平成30年3月に『第5期 裾野市障がい福祉計画』及び『第1期 裾野市障がい児福祉計画』を策定し、障がいのある人を支援するための施策を推進してきました。このたび、それぞれの計画期間が満了することから、障がいのある人を取り巻く環境の変化や国・県の動向を踏まえて、新たな『すそのふれあいプラン』として、『第5次 裾野市障がい者計画』、『第6期 裾野市障がい福祉計画』及び『第2期 裾野市障がい児福祉計画』を一体的に策定するものです。

2 計画の法的根拠・位置づけ

『第5次 裾野市障がい者計画』は、障害者基本法第11条第3項により規定されている市町村障害者計画です。『第6期 裾野市障がい福祉計画』は障害者総合支援法第88条により規定されている市町村障害福祉計画です。『第2期 裾野市障がい児福祉計画』は児童福祉法第33条の20により規定されている市町村障害児福祉計画です。障がい者計画は、障がい者支援に関する本市の基本的な方向性を定める計画であり、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、サービスの提供量を確保するために具体的な数値を定める計画です。

また、これらの計画は、上位計画である「第5次裾野市総合計画」及び「第4次裾野市地域福祉計画」をはじめとする国・県・市の関連計画との整合を図り、一体的に推進していきます。

3 計画の期間

『第5次 裾野市障がい者計画』の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間です。また、『第6期 裾野市障がい福祉計画』及び『第2期 裾野市障がい児福祉計画』の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間です。

なお、計画期間内であっても、障がい者を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第4次 裾野市障がい者計画						第5次 裾野市障がい者計画					
第4期 裾野市 障がい福祉計画			第5期 裾野市 障がい福祉計画			第6期 裾野市 障がい福祉計画		第7期 裾野市 障がい福祉計画			
			第1期 裾野市 障がい児福祉計画			第2期 裾野市 障がい児福祉計画		第3期 裾野市 障がい児福祉計画			

4 計画の策定方法

(1) 市民アンケート調査の実施

障がいのある人の日常生活等に関する状況やニーズを把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的に、市内の障がいのある人を対象に市民アンケート調査を実施しました。(調査結果は14ページ～)

(2) 策定委員会における協議

計画の見直しに際しては、市民の意見が反映されるよう、また、裾野市障がい者自立支援協議会と連動して内容の決定ができるよう、行政内部だけでなく、障がい者団体、福祉関係者等によって構成される「裾野市障がい者計画等策定委員会」を設置し、計画内容の審議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

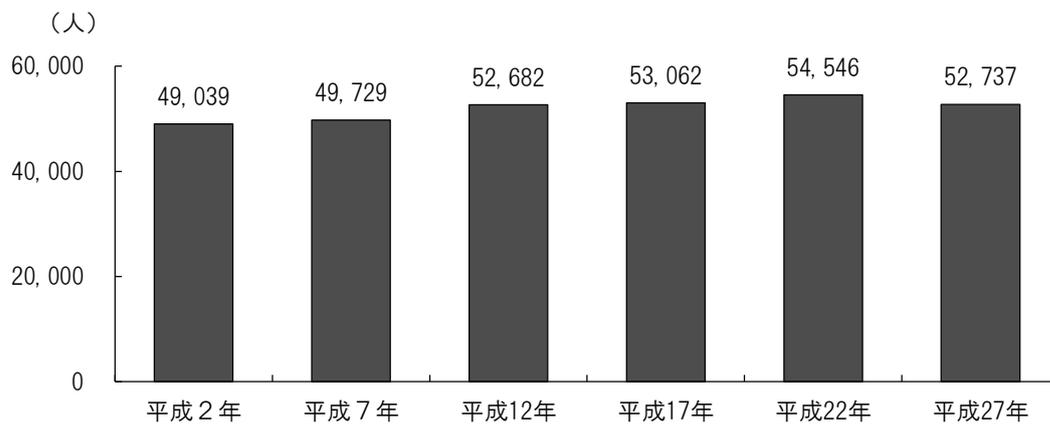
計画素案の段階で市民から幅広く意見を募り計画へと反映するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 本市の障がい者を取り巻く現状

1 統計データからみる障がいのある人の現状

(1) 人口の推移

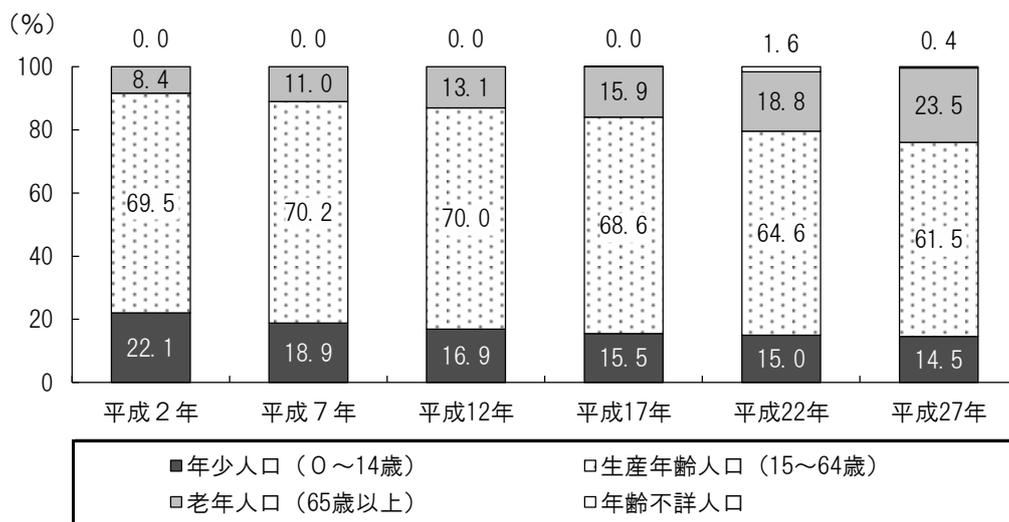
◆総人口の推移



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

本市の総人口は平成22年を境に減少に転じ、平成27年では52,737人となっています。

◆年齢3区分別人口構成比の推移

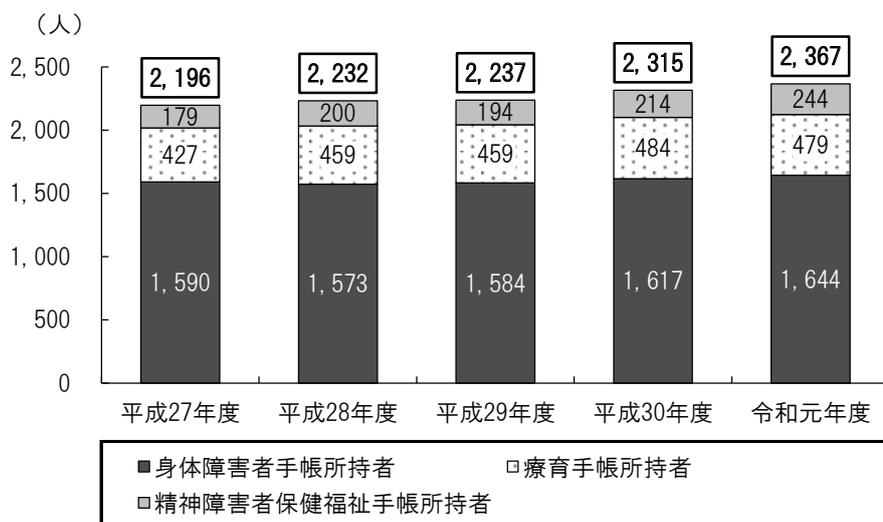


出典：国勢調査（各年10月1日現在）

平成27年の年齢3区分別人口構成は、「年少人口」が14.5%、「生産年齢人口」が61.5%、「老年人口」が23.5%となっており、「老年人口」の割合の増加が目立っています。

(2) 障がいのある人の推移

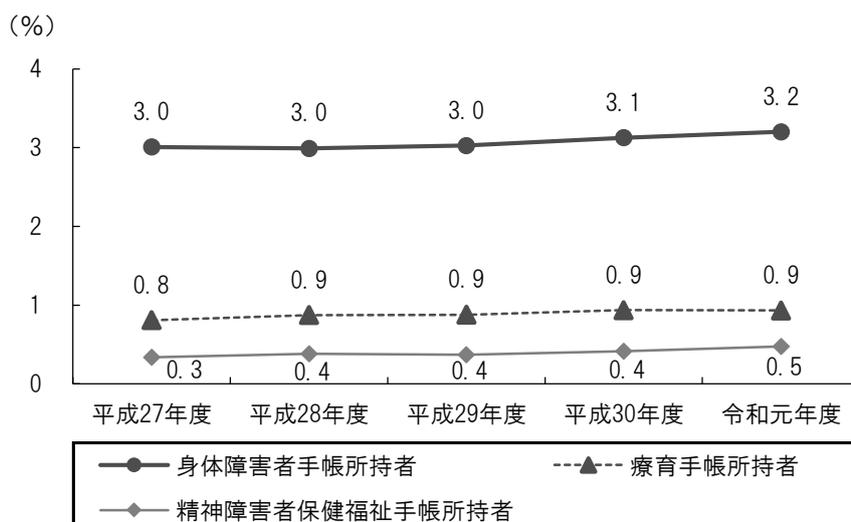
◆種類別障害者手帳所持者数の推移



出典：障がい福祉課（各年度末現在）

令和元年度の障害者手帳所持者数は、2,367人（重複あり）となっています。内訳は、「身体障害者手帳所持者」が1,644人、「療育手帳所持者」が479人、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が244人となっています。平成27年度以降、障害者手帳の種類にかかわらず、障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。

◆総人口に占める各障害者手帳所持者割合の推移



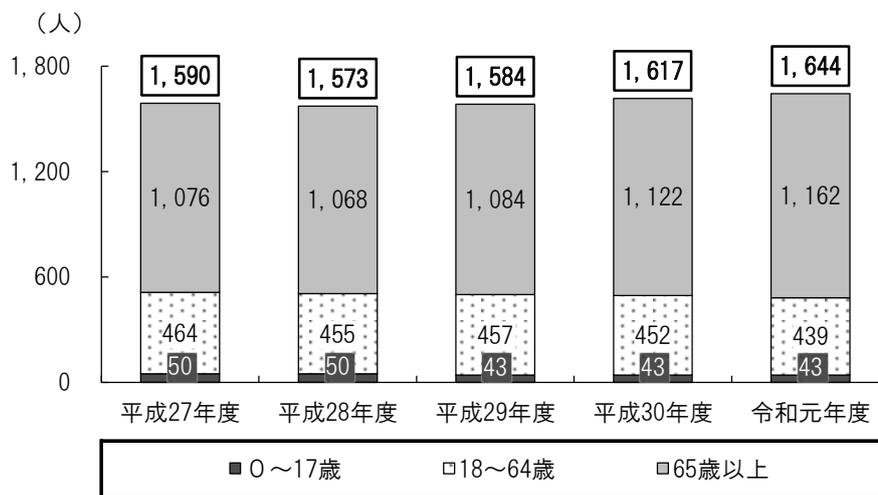
出典：障がい福祉課（各年度末現在）

令和元年度の各障害者手帳所持者の総人口に占める割合は、「身体障害者手帳所持者」が3.2%、「療育手帳所持者」が0.9%、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が0.5%となっています。

(3) 障がいの種別・等級別の状況

①身体障がい者の状況

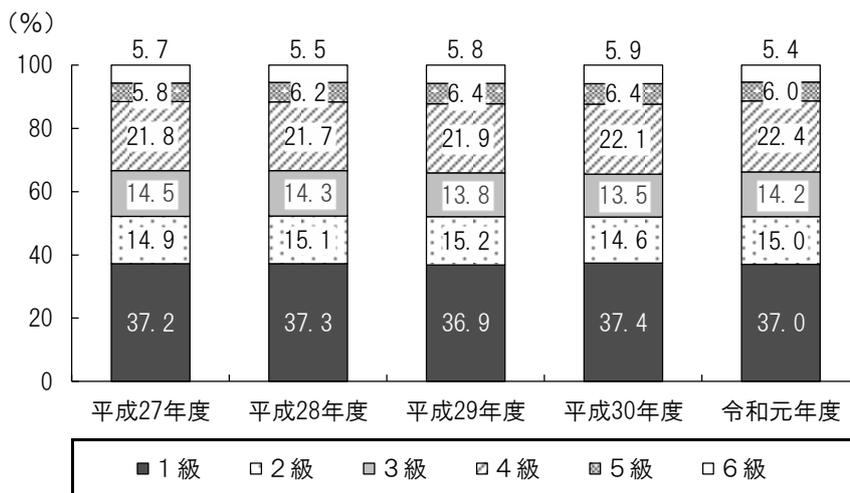
◆年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



出典：障がい福祉課（各年度末現在）

令和元年度の年齢別にみた身体障害者手帳所持者数は、「0~17歳」が43人、「18~64歳」が439人、「65歳以上」が1,162人となっています。平成27年度以降、「0~17歳」「18~64歳」は減少傾向、「65歳以上」は増加傾向となっていることから、高齢化の影響がうかがえます。

◆障がいの等級別身体障害者手帳所持者の構成比の推移



出典：障がい福祉課（各年度末現在）

令和元年度の身体障害者手帳所持者における各等級の構成比は、「1級」が37.0%、「2級」が15.0%、「3級」が14.2%、「4級」が22.4%、「5級」が6.0%、「6級」が5.4%となっています。「1級」と「2級」が約半数を占めています。

◆障がいの等級別にみた身体障害者手帳所持者の障がいの種類の分布

(単位：人)

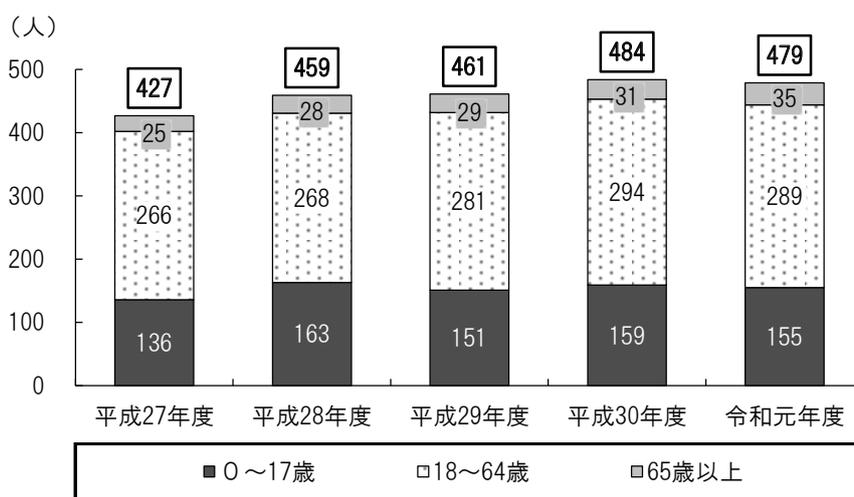
	合計	視覚障がい	聴覚平衡 機能障がい	音声言語 そしやく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	609	33	3	1	180	392
2級	247	37	28	0	181	1
3級	233	3	20	12	130	68
4級	368	14	26	8	210	110
5級	99	16	0	0	83	0
6級	88	7	33	0	48	0
合計	1,644	110	110	21	832	571

出典：障がい福祉課（令和2年4月1日現在）

令和元年度の障がいの等級別にみた身体障害者手帳所持者の障がいの種類は、1級において、「内部障がい」が392人と最も多く、2級から6級においては、「肢体不自由」が最も多くなっています。

②知的障がい者の状況

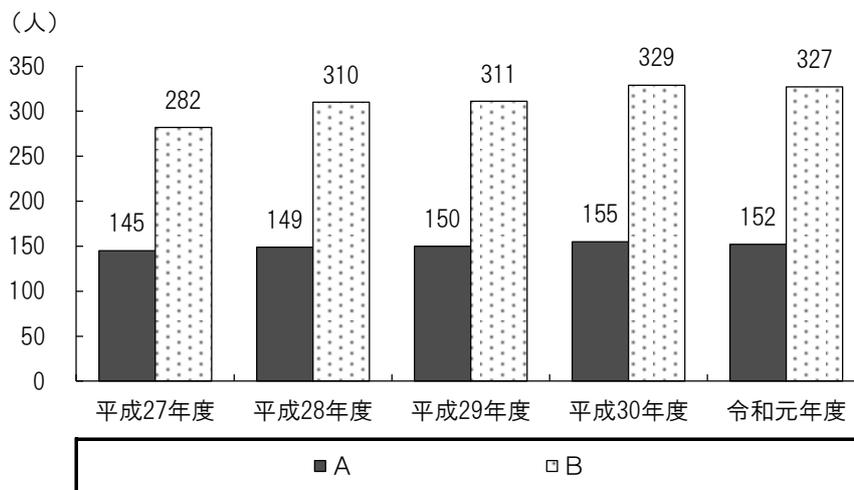
◆年齢別療育手帳所持者数の推移



出典：障がい福祉課（各年度末現在）

令和元年度の年齢別にみた療育手帳所持者数は、「0～17歳」が155人、「18～64歳」が289人、「65歳以上」が35人となっています。平成29年度以降、いずれの年齢層においても増加傾向となっています。

◆障がいの程度別にみた療育手帳所持者数の推移



出典：障がい福祉課（各年度末現在）

令和元年度の障がいの程度別にみた療育手帳所持者数は、「A」が152人、「B」が327人となっています。平成27年度と比較して、「A」は7人の増加、「B」が45人の増加となっています。

◆障がいの程度別にみた療育手帳所持者の年齢分布

（単位：人）

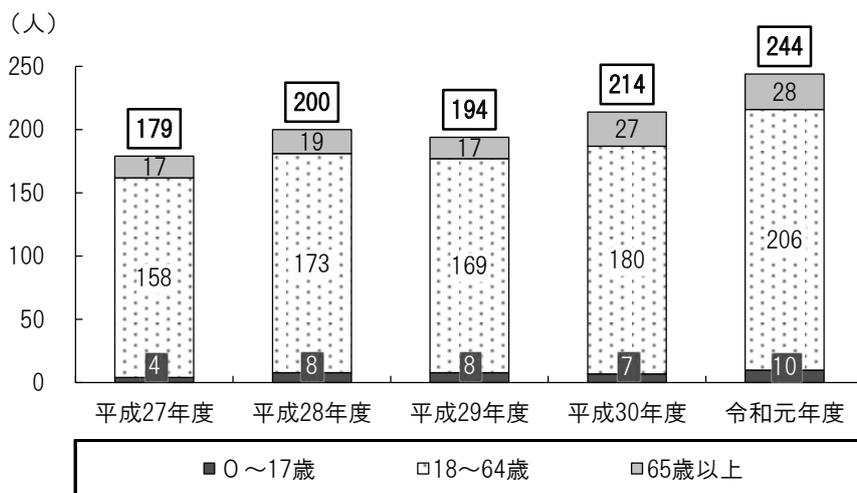
	合計	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
A	152	37	58	38	19
B	327	118	127	66	16
合計	479	155	185	104	35

出典：障がい福祉課（令和2年4月1日現在）

令和元年度の障がいの程度別にみた療育手帳所持者の年齢分布は、A、Bともに「18～39歳」が最も多くなっています。Bにおいては、「0～17歳」と「18～39歳」が全体の4分の3を占めています。

③精神障がい者の状況

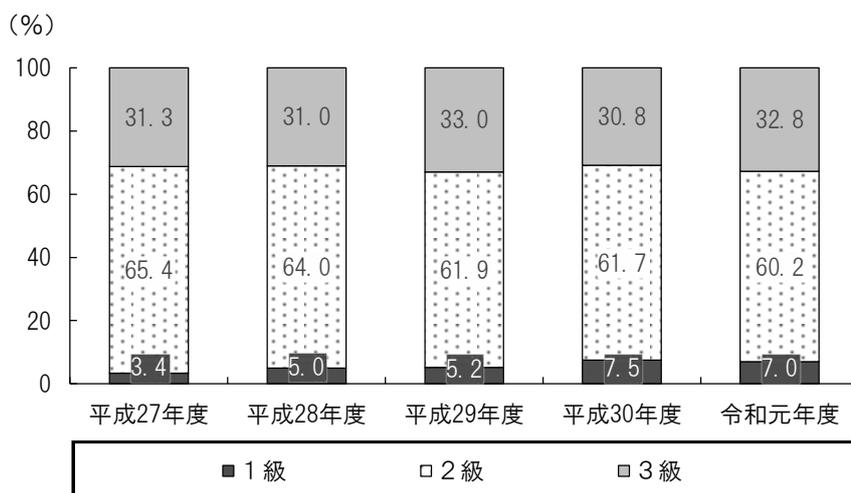
◆年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：障がい福祉課（各年度末現在）

令和元年度の年齢別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「0~17歳」が10人、「18~64歳」が206人、「65歳以上」が28人となっています。平成27年度以降、いずれの年齢層においても増加傾向となっています。

◆障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移



出典：障がい福祉課（各年度末現在）

令和元年度の精神障害者保健福祉手帳所持者における各等級の構成比は、「1級」が7.0%、「2級」が60.2%、「3級」が32.8%となっています。平成27年度以降、「2級」は減少傾向、「1級」と「3級」はわずかに増加傾向となっています。

◆障がいの程度別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布

(単位：人)

	合計	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
1級	17	0	2	8	7
2級	147	5	38	87	17
3級	80	5	27	44	4
合計	244	10	67	139	28

出典：障がい福祉課（令和2年4月1日現在）

令和元年度の障がいの等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布は、すべての等級において「40～64歳」が最も多くなっています。

(4) 就園・就学・就労の状況

①就園状況

◆保育所における特別支援教育対象児童の在籍状況の推移

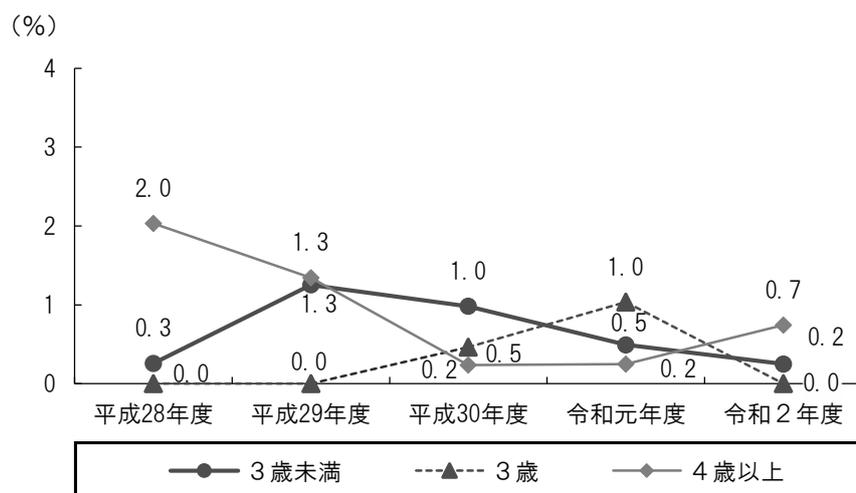
(単位：人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在籍児数	3歳未満	388	399	408	407	401
	3歳	220	203	217	193	195
	4歳以上	443	447	427	407	405
	合計	1,051	1,049	1,052	1,007	1,001
特別支援教育 対象児童数	3歳未満	1	5	4	2	1
	3歳	0	0	1	2	0
	4歳以上	9	6	1	1	3
	合計	10	11	6	5	4

出典：保育課・障がい福祉課（各年度5月1日現在）

令和2年度の保育所在籍児数は1,001人で、そのうち特別支援教育対象児童数は4人となっています。在籍児数の減少に伴って、特別支援教育対象児童数も減少しています。

◆年齢別にみた保育所在籍児に占める特別支援教育対象児の割合の推移



出典：保育課・障がい福祉課（各年度5月1日現在）

令和2年度の保育所における特別支援教育対象児の割合は、「3歳未満」が0.2%、「3歳」が0.0%、「4歳以上」が0.7%となっています。

◆幼稚園における特別支援教育対象児の在籍状況の推移

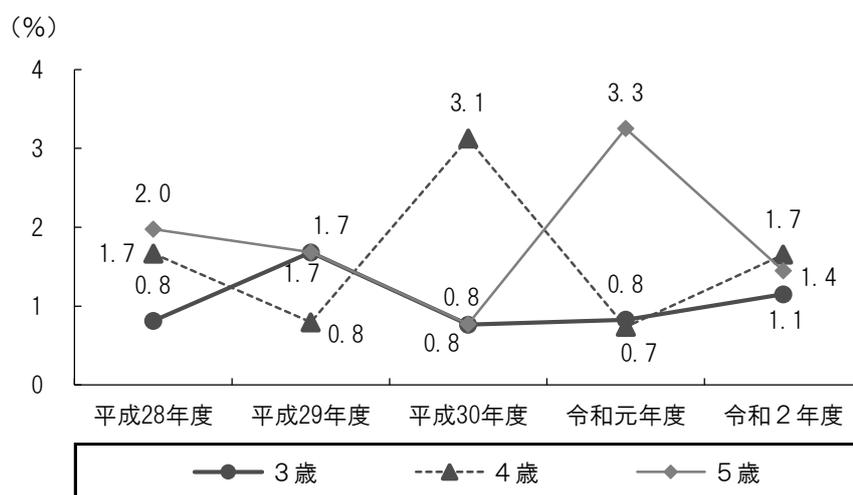
(単位：人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
在籍児数	3 歳	123	119	131	121	87
	4 歳	180	126	128	136	121
	5 歳	152	178	130	123	138
	合計	455	423	389	380	346
特別支援教育 対象児童数	3 歳	1	2	1	1	1
	4 歳	3	1	4	1	2
	5 歳	3	3	1	4	2
	合計	7	6	6	6	5

出典：保育課・障がい福祉課（各年度 5 月 1 日現在）

令和 2 年度の幼稚園在籍児数は 346 人で、そのうち特別支援教育対象児童数は 5 人となっています。在籍児数の減少に伴って、特別支援教育対象児童数も減少傾向にあります。

◆年齢別幼稚園在籍児に占める特別支援教育対象児の割合の推移



出典：保育課・障がい福祉課（各年度 5 月 1 日現在）

令和 2 年度の幼稚園における特別支援教育対象児の割合は、「3 歳」が 1.1%、「4 歳」が 1.7%、「5 歳」が 1.4%となっています。

②就学状況

◆特別支援学級の状況の推移（小学校）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置校数（校）	5	5	5	5	5
学級数（学級）	8	7	10	11	12
児童数（人）	27	32	57	61	68

出典：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

令和 2 年度の小学校における特別支援学級の設置校数・学級数・児童数は、5 校・12 学級・68 人となっています。平成 30 年度に学級数が 3 学級増加し、児童数も 25 人増加しています。令和元年度から令和 2 年度にかけては、学級数が 1 学級増加、それに伴い児童数も 7 人増加しています。

◆特別支援学級の状況の推移（中学校）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置校数（校）	4	4	4	4	4
学級数（学級）	6	7	6	7	6
生徒数（人）	17	22	25	23	20

出典：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

令和 2 年度の中学校における特別支援学校の設置校数・学級数・生徒数は、4 校・6 学級・20 人となっています。平成 28 年度以降、学級数は増減を繰り返しており、令和元年度から令和 2 年度にかけては、学級数が 1 学級減少、生徒数も 3 人減少しています。

◆通級指導教室の状況の推移（小学校）

（単位：人）

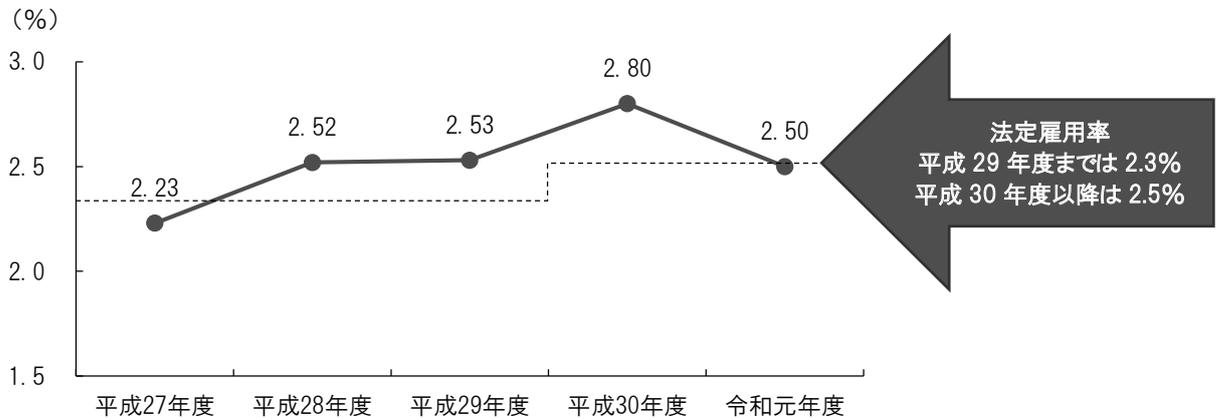
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童数（人）	44	48	56	75	80

出典：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

通級指導教室の児童数は、平成 30 年度までは 40～50 人台で推移しており、平成 30 年度には 56 人に増加、その後令和元年度に 19 人増加し 75 人となっています。令和元年度から令和 2 年度にかけては 5 人増加し 80 人となっています。

③就労状況

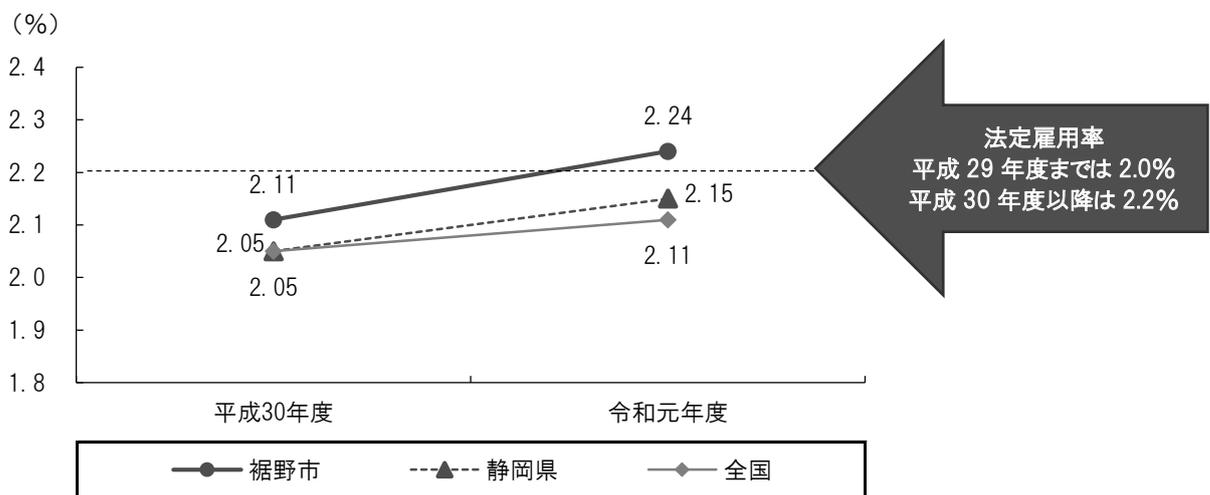
◆市職員における障がい者雇用率の推移



出典：人事課（各年度末現在）

令和元年度の障がい者雇用率は、2.5%となっています。平成30年度以降の法定雇用率2.5%には達していますが、前年度と比較すると0.3ポイント低下しています。

◆民間企業における障がい者雇用率の推移



出典：「ハローワーク沼津」（各年度6月1日現在）、
 <静岡県・全国>静岡労働局「障害者雇用の状況について」（各年度6月1日現在）

令和元年度の沼津所管内の民間企業における障がい者雇用率は、2.24%となっています。平成30年度以降2.2%となった法定雇用率に達しており、前年度と比較すると0.13ポイント上昇しています。また、静岡県や全国の障がい者雇用率を0.1ポイント程度上回っています。

2 市民アンケート調査結果からみた障がいのある人の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画の見直しに向けて、障がいのある方の実情やニーズを調査し分析するとともに、その意向を反映させるために実施しました。

②調査の方法

対象者：市内に在住の各種障害者手帳所持者

標本数：800人

調査方法：郵送配布—郵送回収（お礼兼督促状発送 1回）

調査期間：令和元年11月15日～12月2日

③回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
800人	463人	459人	57.4%

※有効回収数は、回収数のうち白票や無効票を除いた数

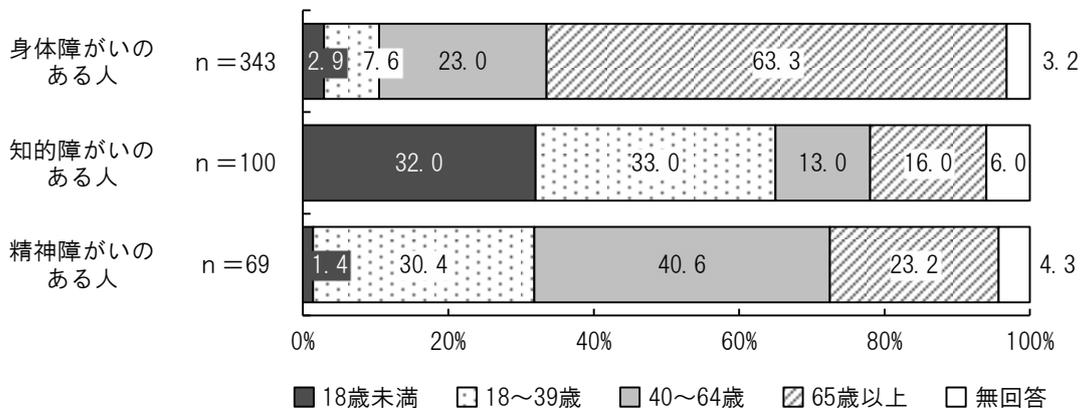
④注意事項

- ・回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しており、したがって、複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ中の「n (Number of caseの略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

(2) 調査の結果

①回答者の属性

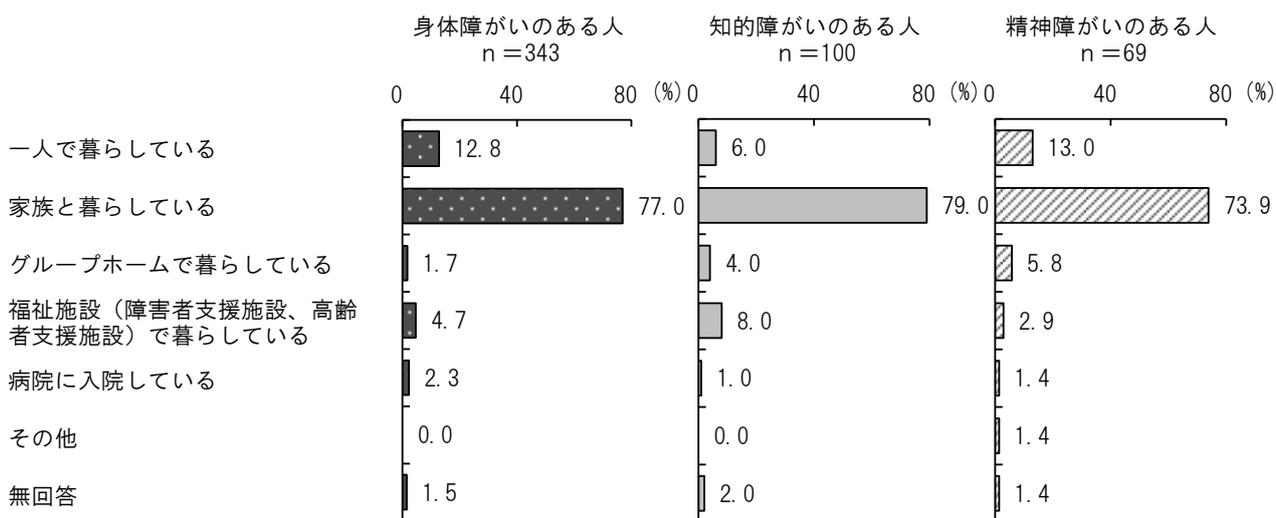
◆年齢（令和元年11月1日現在）



回答者の年齢は、身体障がいのある人において「65歳以上」、知的障がいのある人においては「18~39歳」、精神障がいのある人においては「40~64歳」が最も多くなっています。

②日常生活について

◆現在のお住まい



すべての障がい種別において「家族と暮らしている」が7割以上を占めて多くなっています。

③通園・通学について

◆学校教育に望むこと（身体・知的障がいのある人のみ）（※複数回答可）

障がい種別	第1位	第2位	第3位
身体障がいのある人	能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい (63.6%)	就学相談や学習・生活相談・進路相談等、相談体制を充実させてほしい (54.5%)	・教材、教具を充実してほしい ・施設、設備を充実してほしい (ともに27.3%)
知的障がいのある人	就学相談や学習・生活相談・進路相談等、相談体制を充実させてほしい (54.5%)	能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい (45.5%)	・教材、教具を充実してほしい ・個別指導を充実してほしい (ともに27.3%)

学校教育に望むことは、身体・知的障がいのある人において「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」「就学相談や学習・生活相談・進路相談等、相談体制を充実させてほしい」が上位2項目となっています。身体障がいのある人において「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」が63.6%、知的障がいのある人においては「就学相談や学習・生活相談・進路相談等、相談体制を充実させてほしい」が54.5%と最も多くなっています。

④仕事について

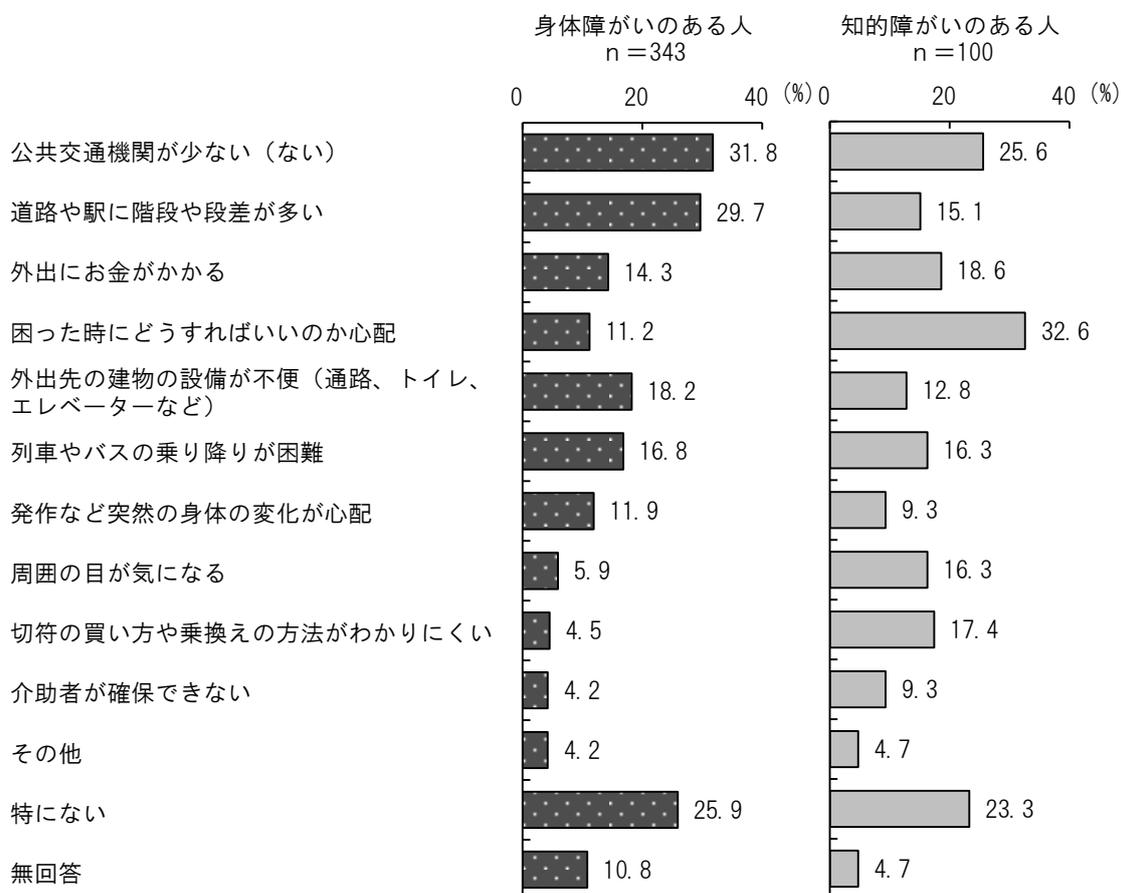
◆今後、障がいのある方が働きやすくなるために必要な条件や環境整備（※複数回答可）

障がい種別	第1位	第2位	第3位
身体障がいのある人	企業・会社の障がい者理解 (27.4%)	職場の上司や同僚に障がいの理解があること (27.1%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮 (20.1%)
知的障がいのある人	企業・会社の障がい者理解 (55.0%)	職場の上司や同僚に障がいの理解があること (52.0%)	・通勤手段の確保 ・就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 (ともに40.0%)
精神障がいのある人	短時間勤務や勤務日数等の配慮 (44.9%)	企業・会社の障がい者理解 (43.5%)	職場の上司や同僚に障がいの理解があること (40.6%)

今後、障がいのある方が働きやすくなるために必要な条件や環境整備は、すべての障がい種別において「企業・会社の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」がいずれも上位3項目に含まれています。また、精神障がいのある人においては「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が44.9%と最も多くなっています。

⑤外出状況について

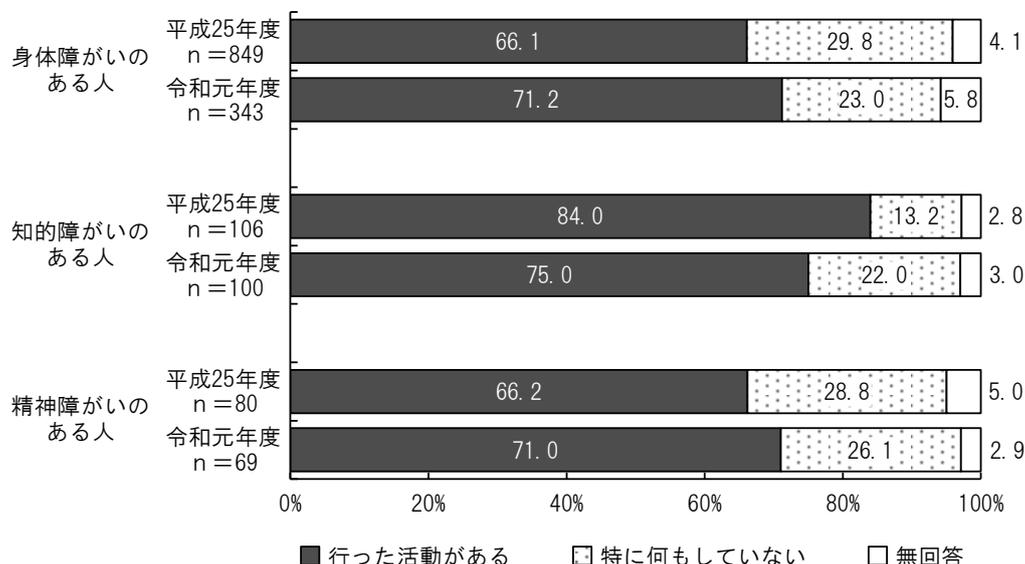
◆外出する際に困ること（※複数回答可）



外出する際に困ることは、身体障がいのある人において「公共交通機関が少ない(ない)」が31.8%と最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が29.7%などとなっています。知的障がいのある人においては「困った時にどうすればいいのかわからない」が32.6%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が25.6%などとなっています。どちらの障がい種別においても「公共交通機関が少ない(ない)」が2～3割を占めて多く、外出する際には移動手段について困る方が多いことがわかります。一方、身体・知的障がいのある人において「特になし」も2割以上を占めています。

⑥社会参加について

◆最近行った活動

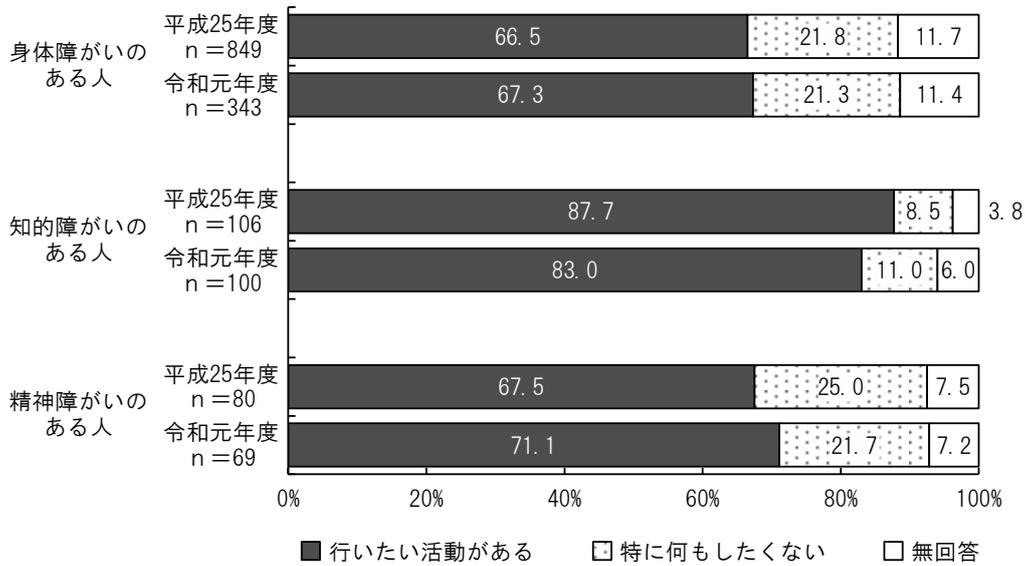


最近「行った活動がある」は、すべての障がい種別において7割を超えて多くなっていますが、知的障がいのある人においては、前回調査時と比較すると9.0ポイント減少しています。具体的な活動の内容は、すべての障がい種別において「買い物」が約6割を占めて最も多くなっています。一方、「特に何もしていない」も、すべての障がい種別において約2割を占めています。

(※複数回答可)

障がい種別	第1位	第2位	第3位
身体障がいのある人	買い物 (59.2%)	特に何もしていない (23.0%)	旅行 (19.8%)
知的障がいのある人	買い物 (59.0%)	地域の行事や祭り、学校・職場の行事 (35.0%)	特に何もしていない (22.0%)
精神障がいのある人	買い物 (56.5%)	特に何もしていない (26.1%)	・旅行 ・地域の行事や祭り、学校・職場の行事 (ともに14.5%)

◆今後行いたい活動



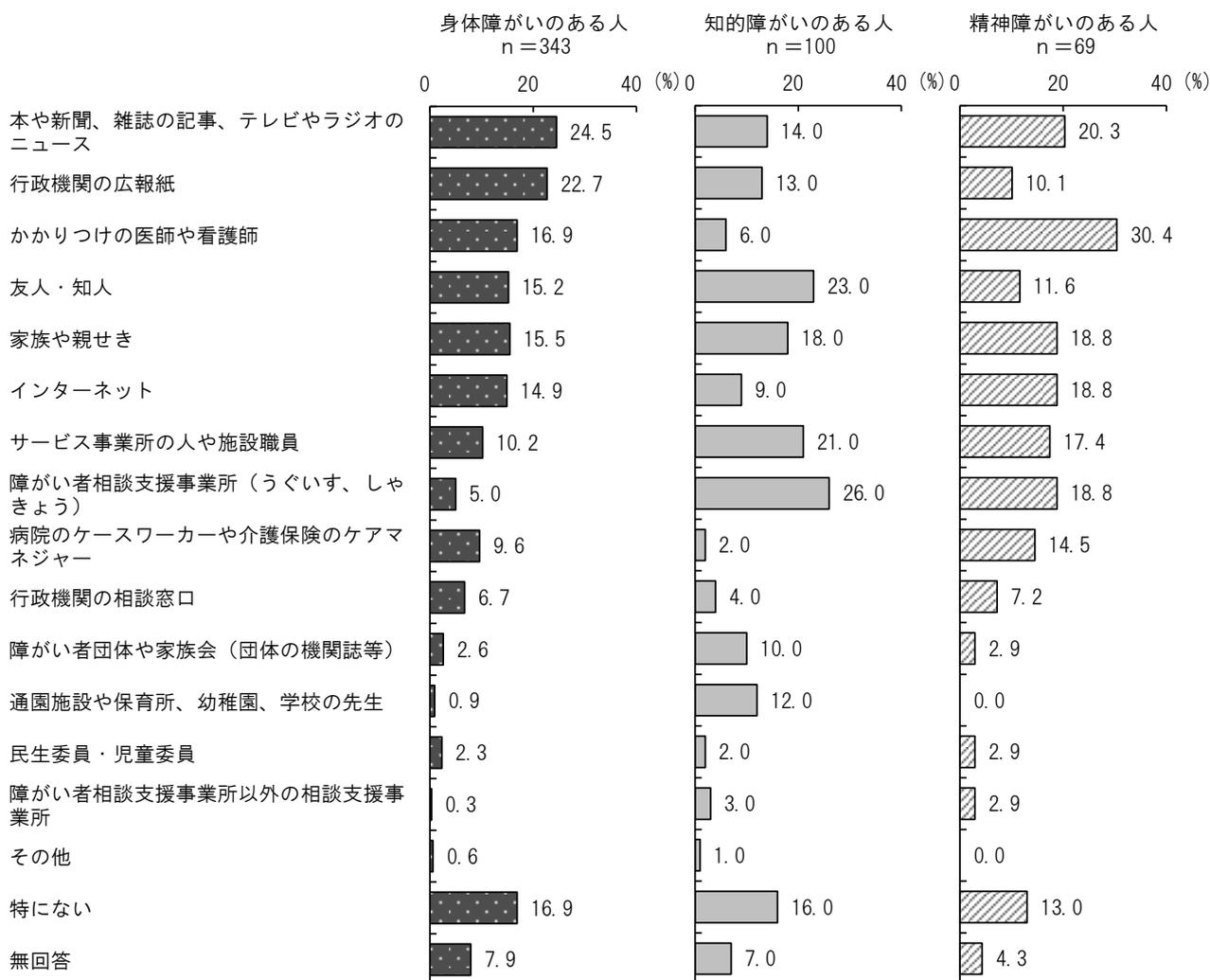
今後、「行いたい活動がある」は、身体・精神障がいのある人において約7割、知的障がいのある人においては83.0%と最も多くなっています。前回調査時と比較すると、大きな差異はみられません。具体的に行いたい活動は、すべての障がい種別において「買い物」「旅行」が多くなっています。一方、身体・精神障がいのある人においては「特に何もしたくない」も約2割を占めています。

(※複数回答可)

障がい種別	第1位	第2位	第3位
身体障がいの ある人	旅行 (41.1%)	買い物 (35.3%)	特に何もしたくない (21.3%)
知的障がいの ある人	旅行 (46.0%)	買い物 (42.0%)	地域の行事や祭り、学校・ 職場の行事 (33.0%)
精神障がいの ある人	買い物 (30.4%)	旅行 (27.5%)	特に何もしたくない (21.7%)

⑦情報収集について

◆福祉サービスに関する情報の入手先（※複数回答可）



福祉サービスに関する情報の入手先は、身体障がいのある人において「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が24.5%、知的障がいのある人においては「障がい者相談支援事業所（うぐいす、しゃきょう）」が26.0%、精神障がいのある人においては「かかりつけの医師や看護師」が30.4%と最も多くなっています。身体障がいのある人において、対人ではない媒体を通じて情報を取得している人が多く、知的・精神障がいのある人においては、かかりつけの医師や相談支援事業所など、身近な医療機関等を通じて情報を取得している人が多い傾向にあります。

⑧悩みごとに対する相談について

◆困っていることや悩み（※複数回答可）

障がい種別	第1位	第2位	第3位
身体障がいの ある人	特にない (29.4%)	自分の老後 (26.8%)	健康や身体のこと (26.5%)
知的障がいの ある人	災害時の安全の確保 (24.0%)	自分の老後 (23.0%)	健康や身体のこと (20.0%)
精神障がいの ある人	自分の老後 (36.2%)	健康や身体のこと (27.5%)	・親の老後 ・就職や職場選び (ともに 23.2%)

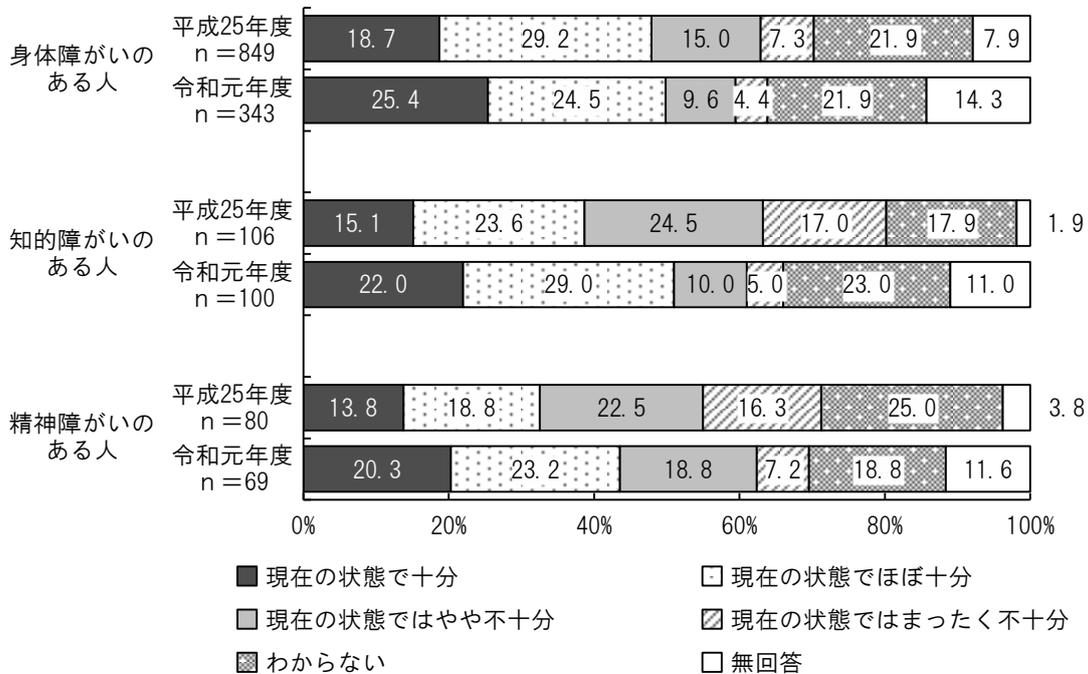
◆困った時の主な相談先（※複数回答可）

障がい種別	第1位	第2位	第3位
身体障がいの ある人	家族や親せき (60.6%)	友人・知人 (23.6%)	かかりつけの医師や看護師 (16.6%)
知的障がいの ある人	家族や親せき (67.0%)	施設の指導員など (28.0%)	障がい者相談支援事業所 (うぐいす、しゃきょう) (19.0%)
精神障がいの ある人	家族や親せき (58.0%)	かかりつけの医師や看護師 (27.5%)	友人・知人 (21.7%)

困っていることや悩みは、すべての障がい種別において「自分の老後」「健康や身体のこと」が約2～3割を占めて多く、いずれも上位3項目の中に含まれています。

困った時の主な相談先は、すべての障がい種別において「家族や親せき」が約6割を占めて最も多くなっています。

◆困った時の相談支援



困った時の相談支援が十分かどうかについては、『十分』（「現在の状態で十分」＋「現在の状態でほぼ十分」）が、身体障がいのある人において49.9%、知的障がいのある人においては51.0%、精神障がいのある人においては43.5%となっています。前回調査時と比較すると知的・精神障がいのある人において『十分』が10.0ポイント以上増加しています。

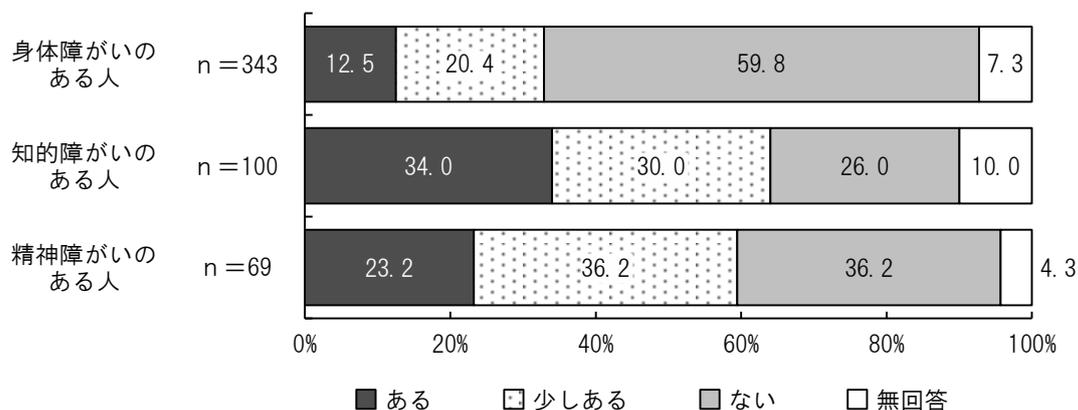
◆今後希望する福祉や生活に関する相談体制（※複数回答可）

障がい種別	第1位	第2位	第3位
身体障がいの ある人	どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい (39.1%)	・1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい ・特にない (ともに19.8%)	住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい (16.0%)
知的障がいの ある人	どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい (34.0%)	情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい (24.0%)	1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい (21.0%)
精神障がいの ある人	どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい (34.8%)	住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい (27.5%)	・情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい ・休日・夜間等でも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい (ともに26.1%)

希望する福祉や生活に関する相談体制は、すべての障がい種別において「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が約3～4割を占めて最も多くなっています。

⑨障がいのある人に対する理解について

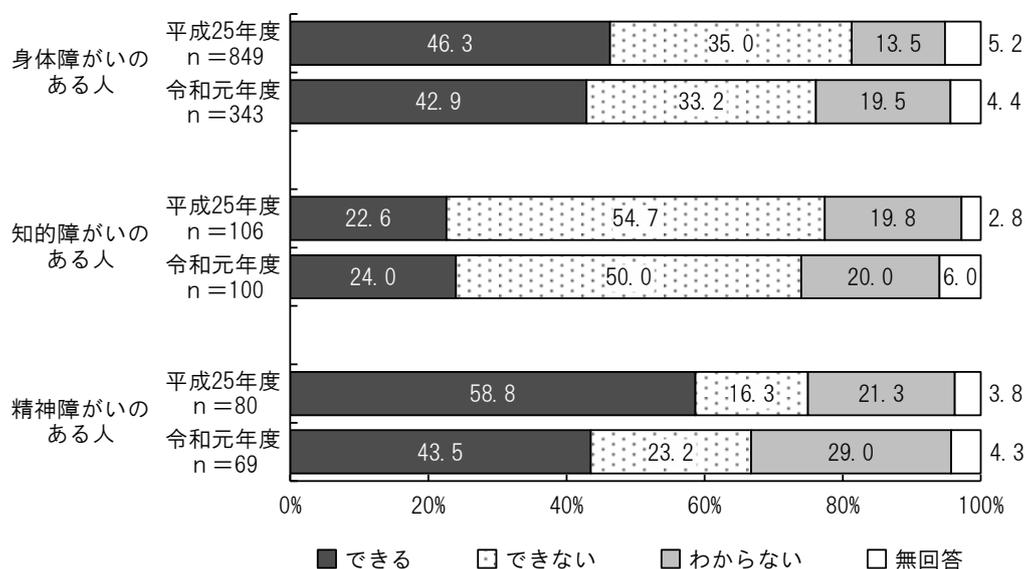
◆障がいのある方への差別・偏見の有無



障がいのある方への差別・偏見があるかどうかについては、身体・精神障がいのある人において「ない」が約4～6割と最も多く、知的障がいのある人においては「ある」が34.0%と最も多くなっています。また、精神障がいのある人においては「ない」と「少しある」が同様の割合となっています。また、『ある』（「ある」＋「少しある」）は、身体障がいのある人において32.9%であるのに対し、知的障がいのある人においては64.0%、精神障がいのある人においては59.4%となっており、身体障がいのある人よりも差別・偏見が「ある」と感じている人が多いことがわかります。

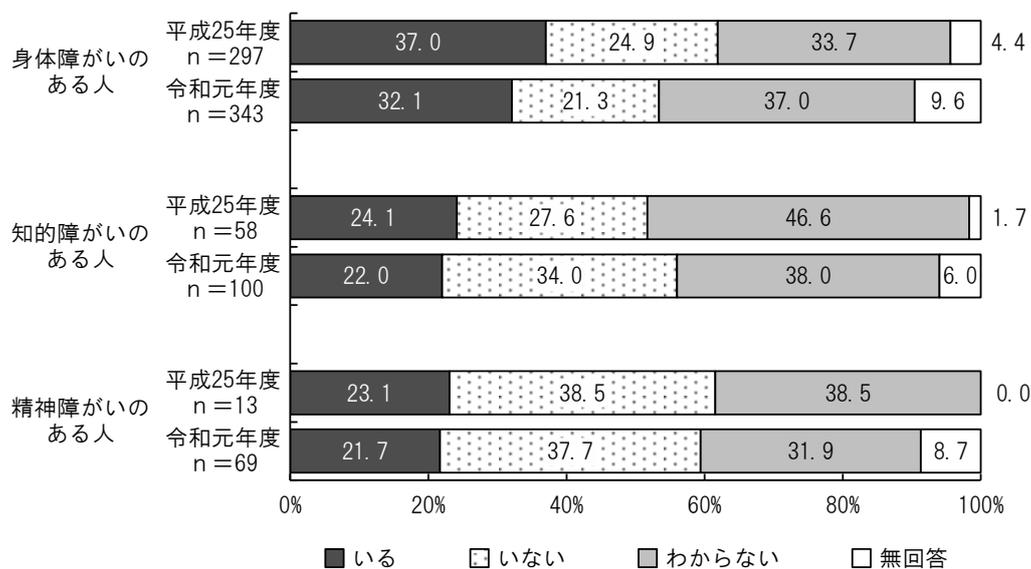
⑩災害等の緊急時の避難・対策について

◆災害等の緊急時の場合、一人で避難できるか



災害等の緊急時の場合、一人で避難できるかどうかについては、「できる」が身体・精神障がいのある人において約4割を占めていますが、知的障がいのある人においては約2割にとどまっています。前回調査時と比較すると、精神障がいのある人において「できる」が15.3ポイント減少しています。

◆火事や地震等の災害が発生した時、近所に助けてくれる方がいるか

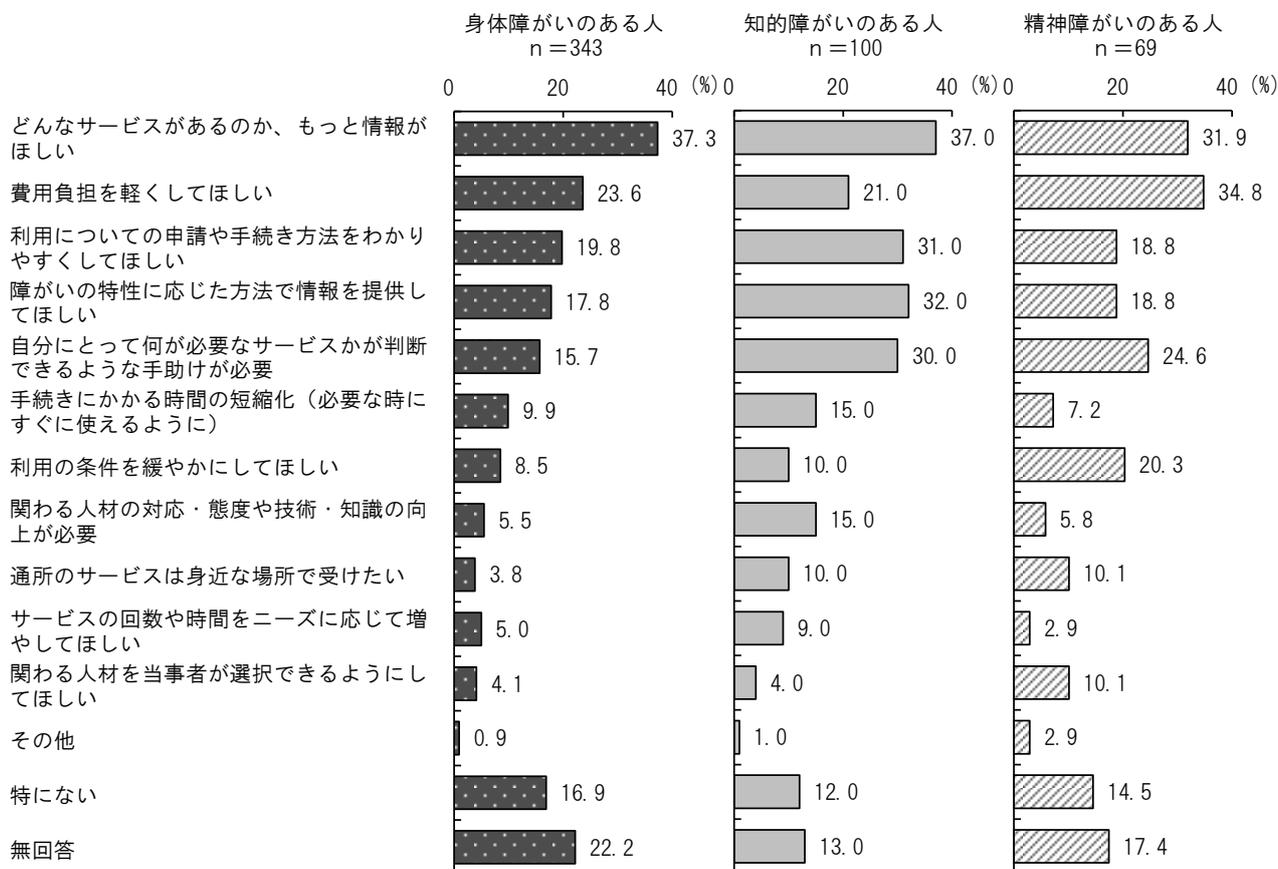


※平成25年度は、災害等の緊急時の場合に一人で避難できない人のみが回答

火事や地震等の災害が発生した時、近所に助けてくれる方がいるかは、身体障がいのある人において「いる」が32.1%となっていますが、知的・精神障がいのある人においては「いない」が3割を上回っています。一方、「わからない」も、すべての障がい種別において約3～4割を占めています。前回調査の結果と比較すると、知的・精神障がいのある人において「わからない」が6.6ポイント以上減少しています。

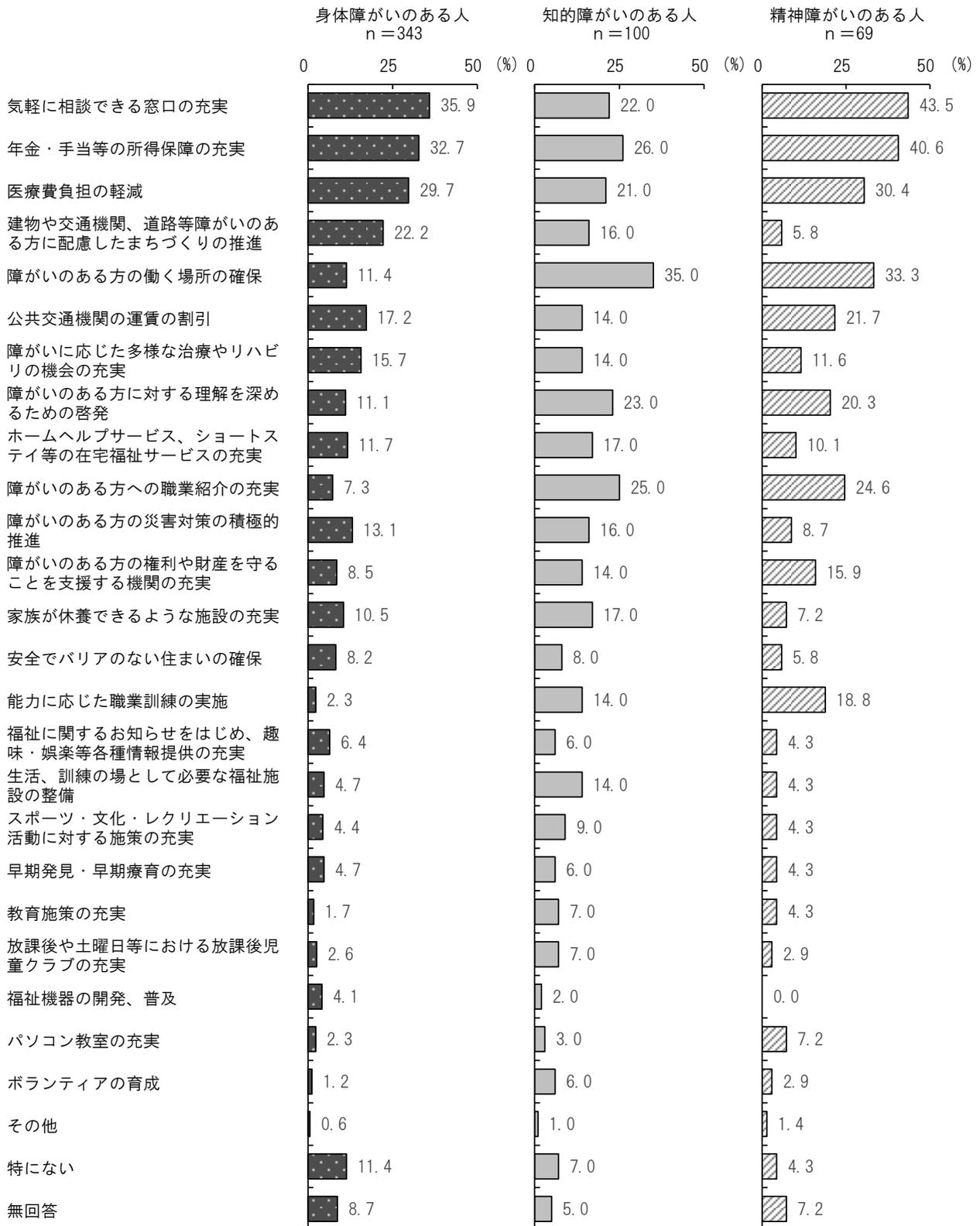
①障がい福祉サービスについて

◆障がい福祉サービスをより利用しやすくするために、今後期待すること（※複数回答可）



障がい福祉サービスをより利用しやすくするために、今後期待することは、身体・知的障がいのある人において「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が4割近くを占め、精神障がいのある人においては「費用負担を軽くしてほしい」が34.8%と最も多くなっています。

◆今後、裾野市に力を入れてほしい障がい福祉分野（※複数回答可）



今後、裾野市に力を入れてほしい障がい福祉分野は、身体・精神障がいのある人において「気軽に相談できる窓口の充実」が約3～4割以上を占めて最も多く、知的障がいのある人においては「障がいのある方の働く場所の確保」が35.0%と最も多くなっています。また、すべての障がい種別において「年金・手当等の所得保障の充実」が上位3位以内に含まれています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の「第5次裾野市総合計画」では、「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」を将来像としています。また、福祉分野における基本目標として、「安全・安心に住み続けられるまち」を掲げ、年代や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず誰もが安心して住み続けられる町の実現を目指しています。本計画では、この基本目標の実現に向けて、前回計画の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、ささえあいの地域の中で、障がいのある人がその人らしい自立した生活を送れるまち すその」を基本理念として継承します。

～基本理念～

**障がいの有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重しあいながら、
ささえあいの地域の中で、障がいのある人が
その人らしい自立した生活を送れるまち すその**

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、以下の4つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標1 相互理解とささえあいを推進する地域づくり

障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の一員として地域で充実した生活を送ることができるよう、様々な媒体を活用した広報・啓発を行うとともに、障がいのある人とない人の交流機会の創出・提供を行うなど、市民の障がいへの理解を深めるための取り組みを推進していきます。また、障がいのある人の暮らしをささえるボランティア活動を支援していくとともに、権利擁護や虐待防止、差別解消等の障がいのある人の人権を守るための取り組みを推進していきます。

基本目標2 一人ひとりの自分らしい暮らしをささえる体制づくり

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが地域で健やかに成長することのできるよう、教育・保育体制の整備や就学支援、障がいのある子どもとない子どもとの共同学習等の取り組みを推進します。また、障がいのある人が地域で生きがいを持って生活を送ることができるよう支援していくことも重要となることから、文化・芸術活動及びスポーツ活動等への参加支援を図るとともに、多様な形態での就労支援に努めます。

基本目標3 住み慣れた地域での暮らしを支援する環境づくり

障がいのある人が地域で可能な限り自立した生活を送ることのできるよう、障がいの種類や程度、特性に応じたサービス提供や支援に努めるとともに、地域全体で暮らしをささえる体制の構築を図ります。また、健康づくりの推進や医療体制の整備、介護保険と障がい福祉との連携等、福祉・保健・医療・介護等の様々な分野からの働きかけを推進することで、包括的な支援体制の構築を図ります。

基本目標4 安心して生活できる仕組みづくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできるまちの構築に向けて、通行しやすい道路の整備や移動手段への支援等において、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した環境整備を推進します。また、近年の地震や台風等の大規模災害の教訓を受けて、障がいのある人の災害時の安全な避難の確保を含めた防災・減災体制を整備するとともに、犯罪の被害から守るための防犯活動、交通安全等に関する啓発等にも努めていきます。

3 施策の体系

障がいの有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重しあいながら、
ささえあいの地域の中で、障がいのある人が
その人らしい自立した生活を送れるまち すその

基本目標1 相互理解とささえあいを推進する地域づくり

基本施策1：障がいのある人となない人の相互理解の推進

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------------------|
| ①広報紙等による啓発の強化 | ②障害者週間における啓発の充実 | ③市民の要望の把握 |
| ④啓発・広報活動の拡大 | ⑤学校教育における障がい者理解の促進 | ⑥ライフステージに応じた福祉教育体制の確立 |
| ⑦ボランティア活動の促進 | ⑧関係団体等の活動の推進 | |

基本施策2：権利擁護の推進

- | | | |
|----------|--------|--------|
| ①権利擁護の推進 | ②差別の解消 | ③虐待の防止 |
|----------|--------|--------|

基本目標2 一人ひとりの自分らしい暮らしをささえる体制づくり

基本施策1：療育・保育・教育における支援体制の充実

- | | |
|---------------|------------------|
| ①乳幼児期の療育支援の充実 | ②学齢期における教育・療育の充実 |
|---------------|------------------|

基本施策2：就労への支援の充実

- | | | |
|-----------------------|--------------|------------------|
| ①雇用対策の推進 | ②企業・関係機関との連携 | ③就労系障がい福祉サービスの確保 |
| ④障がい者就労施設等が供給する物品等の周知 | ⑤就労相談窓口の開設 | |

基本施策3：社会参加活動の充実・促進

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ①コミュニケーション支援の充実 | ②スポーツや文化芸術活動を通じた社会参加の促進 |
|-----------------|-------------------------|

基本目標3 住み慣れた地域での暮らしを支援する環境づくり

基本施策1：障がい・疾病の早期発見・早期治療の確立

- | | |
|--------------|----------|
| ①親への広報・啓発の推進 | ②健康診査の実施 |
|--------------|----------|

基本施策2：障がいのある人の自立した生活をささえるサービスの充実

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|-----------|
| ①健康づくりの推進 | ②医療費助成の啓発 | ③相談支援体制の充実 | ④介護保険との連携 |
| ⑤地域共生社会の推進 | ⑥福祉人材の確保・育成 | ⑦適切なサービスの確保 | |

基本施策3：施設等から地域生活への移行の推進

- | | | |
|----------------|-----------------|-------------|
| ①地域生活支援拠点の整備 | ②地域生活支援事業の充実 | ③自立支援協議会の充実 |
| ④グループホーム等の整備促進 | ⑤住宅改修支援・市営住宅の整備 | |

基本施策4：様々な障がいの特性に合った支援の充実

- | | | |
|---------------------|---------------------|--------------|
| ①精神障がいのある人に対する支援の充実 | ②発達障がいのある人に対する支援の充実 | ③難病患者への支援の充実 |
|---------------------|---------------------|--------------|

基本目標4 安心して生活できる仕組みづくり

基本施策1：誰もが暮らしやすいまちづくり

- | | | | |
|-----------|----------------|--------------|--------------|
| ①公共施設等の整備 | ②道路・歩道のバリアフリー化 | ③公共交通機関の整備促進 | ④助成制度等の広報・啓発 |
|-----------|----------------|--------------|--------------|

基本施策2：防災・安全対策の充実

- | | |
|----------|----------|
| ①防災対策の充実 | ②防犯体制の充実 |
|----------|----------|

4 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、平成28年から令和12年までの国際社会における共通の目標です。

地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、我が国においても国や自治体、団体、企業などが様々なパートナーシップのもと、その実現に向けた取り組みを始めています。

本計画の上位計画である「第5次裾野市総合計画」において、SDGsを踏まえた施策の推進を図っていることから、本計画においてもSDGsを踏まえた施策の推進を図ります。

17のゴールのうち、本計画と関連のあるものは以下の6つです。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】



第4章 第5次 裾野市障がい者計画

基本目標1 相互理解とささえあいを推進する地域づくり

基本施策1 障がいのある人とない人の相互理解の推進

「ノーマライゼーション」とは、障がいの有無にかかわらず、一般社会において普通の生活を送ることができる条件を整えることが望ましく、共に生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方であり、この考え方は障がい者施策を推進する上での基本です。

ノーマライゼーションの考え方が浸透した社会の実現においては、障がいのある人とない人とが相互に交流を深め、互いを理解することが必要です。しかし、障がいへのイメージや障がいの特性に対する理解等は十分であるとはいえず、生きづらさを感じながら地域で生活している人も少なくありません。こうした現状から、様々な媒体を活用した広報・啓発だけでなく、すべての年代を対象とし、ライフステージに応じた福祉教育、相互に参加できる交流の機会の提供等を通して、障がいのある人に対する偏見や誤解を取り除くための正しい知識の普及を図ることが求められています。

また、地域で生活する障がいのある人への支援において、行政だけでは対応が難しい支援を推進していくために、地域のボランティア活動を促進することも必要となっています。本市では、様々な主体が活躍できる機会の創出と、市内でボランティア活動を行う人の活動支援に努めるとともに、ボランティア活動に関する講座や講習会等の実施を通して、活動の担い手の掘り起こしと育成に努めます。加えて、障がい者団体や社会福祉協議会、関係団体等と連携し、市内における地域福祉活動の推進に努めていきます。

【施策の方向】

① 広報紙等による啓発の強化

- 広報紙において障がいや福祉活動に関する内容を扱うことで、障がいについての理解の促進を図ります。また、社会福祉協議会が開催している、障がいのある人とない人とが交流する「ふれあい広場」や、地域活動支援センター「うぐいす」で実施しているイベント、新たに開所した事業所の紹介などの情報発信を充実させていきます。
- 市ホームページで、障がい福祉に関わる各種制度についての情報発信を行うとともに、国や県が公開している情報についても積極的に発信していきます。

② 障害者週間における啓発の充実

- 12月3日～12月9日の障害者週間に、当事者団体や障がい福祉事業所と連携しながら、障がいについての理解を目的とした啓発行事を実施します。また、行事の実施においては、障がいのない人とふれあいながら実施できる方法について検討していきます。

③市民の要望の把握

- 定期的なアンケート調査等の実施を通して、障がいのある人たちのニーズの把握を図り、施策展開につなげていきます。また、障がい者家族会や当事者団体、市内の障がい福祉事業所との連携を強化することで、日々のコミュニケーション・情報共有を図ります。

④啓発・広報活動の拡大

- 各種講演会や講座、研修会等において障がいに関するテーマを取り上げ、周知・啓発を図ります。
- 社会福祉協議会でのボランティア講座（災害ボランティア、手話等）において、市民の積極的参加を促進することで、交流の促進と障がい者への正しい理解を図ります。
- 学校や企業、医療機関等に対し、障がいについての情報提供を行います。

⑤学校教育における障がい者理解の促進

- 放課後等デイサービス等の、児童・生徒の授業終了後や休日に実施される福祉サービスについて、市内の小・中学校に制度説明を行うとともに、必要に応じてケース会議を実施します。
- 特別支援教育ネットワーク会議の実施を通して、障がいのある児童・生徒に対する理解の促進を図ります。
- 幼少期から学齢期における支援を必要とする人の把握と援助に努めます。

⑥ライフステージに応じた福祉教育体制の確立

- 幼稚園児や小学校児童、中学校生徒、成人のそれぞれに合った体験学習プログラムを検討していきます。

⑦ボランティア活動の促進

- 地域内でボランティア活動に取り組む人が定期的に情報を発信する機会をつくることで、新たな活動への参加促進を図ります。
- ボランティア情報及び講座の開催情報などを提供していきます。また、それぞれの地域の状況に応じた情報発信を行います。
- 様々な立場の人が、持っている知識や経験、技術を活かすことのできる体制を整備します。
- 公民館などを利用したふれあいサロンやボランティア講習会を通じて、ボランティアに関する啓発活動の推進に努めます。
- 障がいのある人自身のボランティア活動を支援するとともに、受け入れ側に働きかけ、障がいのある人の社会参加とボランティア活動の拡大を図ります。
- 小中高生など、各年代に応じた体験学習などへの積極的な参加を促進します。また、学校教育においてボランティア教育の充実を図り、機材の提供などを行っていきます。
- 民間企業への働きかけを行うとともに、企業独自のボランティア活動を促進します。

⑧関係団体等の活動の推進

- 障がい者団体の活動を支援し、各団体との連携の強化と交流の推進を図ります。
- 社会福祉大会や「ふれあい広場」などの機会において、地域福祉推進の中核的な担い手である裾野市社会福祉協議会と連携して取り組みます。
- 障害者手帳の交付時に、障がい者団体についてのパンフレット等を配付し、広報紙で障がい者団体について周知することで、団体への加入促進を支援します。
- ボランティア活動を推進する関係機関の相互の連携を図り、活動支援に努めます。

基本施策2 権利擁護の推進

近年、国では、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」などの法整備によって、障がいのある人の人権を守るための体制の確保が推進されてきました。障がいのある人への虐待に関しては、被害を未然に防ぐための広報や啓発を行うとともに、早期発見・早期対応を行うための体制づくりや事業所等への啓発等が必要となっています。また、障がいのある人への差別をなくすためには、市民全体に向けて、障がいのある人への理解が深まるよう周知・啓発を徹底することが必要となっています。

また、知的障がいや精神障がい等によって判断能力が低下した人でも、地域で安心して自立した生活を送ることができる体制を整備することが求められており、このような人の暮らしをささえるサービスとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の、権利擁護に係る制度・事業があります。必要としている人が利用できるよう、これらの事業・制度についての周知を図るとともに、実際の利用においては、当事者の状況をよく把握した上で、日常生活や財産管理、各種サービスの利用等を支援していくことが求められています。

【施策の方向】

①権利擁護の推進

- 日常生活、財産管理、サービス利用等において、障がいのある人が不利益を被らないよう、成年後見制度について周知し、利用促進を図ります。
- 制度をささえる市民後見人の育成や、法人後見等の活動を支援します。
- 社会福祉協議会が実施している、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業について周知を図り、利用を促進します。

②差別の解消

- 障がいのある人への差別の解消や合理的配慮の推進について、ポスター等を活用した情報発信を行うとともに、相談体制及び事案発生時の解決に向けた体制の整備を図ります。

③虐待の防止

- 障がいのある人への虐待の未然防止について周知・啓発を図るため、ポスター等を活用した情報発信を行います。
- 障がいのある人への虐待に関する通報への対応及び再発防止を適切に行うため、障がい福祉課内に設置している障がい者虐待防止センターの機能強化を図るとともに、関係機関との連携を強化し、当事者への支援を行います。

基本目標2 一人ひとりの自分らしい暮らしをささえる体制づくり

基本施策1 療育・保育・教育における支援体制の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、持っている能力や特性、障がいの種類や程度に応じた適切な療育・保育・教育を子どもの頃から提供することが必要であり、現在、特別支援学級を利用している子どもが増加傾向にあることから、早期療育の重要性が高まっていることがうかがえます。また、より効率的・効果的な支援を行うためにも、保健・医療・介護・教育などの関連する分野が相互に連携して一体的な支援を行うことも重要です。

本市では、児童発達支援施設「富岳裾野学園」において、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業、療育・相談事業等を実施しており、障がいのある子どもへの支援の充実が図られています。今後は、障がいのある子どもへの支援のみならず、家庭に対する支援も一体的に取り組み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進していくことが必要です。また、子どもの頃から障がいについての理解を深め、認めあいささえあう福祉の心が養われるよう、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流機会を定期的に設けるよう努めます。

【施策の方向】

①乳幼児期の療育支援の充実

【保育施設等の人員・施設の整備】

- 集団生活が可能な障がいのある子どもの保育施設での受け入れを図るため、保育事業者等への研修等の実施を通して理解の促進を図ります。また、必要に応じて、保育のための設備・資機材の整備を行います。
- 支援に従事する職員の専門知識・技能習得に向けて、各種研修会への参加を推奨します。また、既存の研修会のプログラムにおいて、障がいに関する内容を取り入れていきます。
- 障がいのある子どもを受け入れる体制を整備するため、加配保育士を含めた保育士の確保方策を検討していきます。
- 発達に心配のある子どもを受け入れる施設の充実を図るため、児童発達支援事業所の誘致を図ります。

【相談体制の充実】

- 家庭児童相談の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所への巡回相談を実施するとともに、療育相談の充実を図り、学齢期を見据えた支援へとつなげていきます。
- 幼児健康診査等の結果、経過観察が必要と思われる子どもとその保護者に対して、心理相談や児童相談、総合発達相談を実施します。
- 特別支援学校で実施している専門的な教育相談事業の周知を図ります。
- 障がいのある子どもを持つ保護者への心身両面への支援を行います。

②学齢期における教育・療育の充実

【就学支援の充実】

- 小・中学校の特別支援学級及び通級学級における特別支援についての理解の促進を図るとともに、必要な施設の整備や教育内容の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの家族を支援するため、放課後等デイサービスの利用を促進します。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校の特別支援教育体制を整備します。
- 教職員・就学支援委員会・特別支援教育コーディネーター・特別支援教育巡回相談員等との連携を強化し、障がいのある児童・生徒のフォローアップを行います。
- 保健、医療、福祉、教育関係者の連携を図るため、特別支援教育ネットワーク会議において事例の共有や課題の検討等を行います。
- 市就学支援委員会の判断をもとに、障がいのある児童・生徒に対し、専門調査及び適切かつ円滑な就学支援を実施します。

【教育相談体制の充実】

- 学級担任を中心とした教育相談を充実します。
- スクールカウンセラーや心の教育相談員、巡回教育相談員等を配置し、児童・生徒や保護者、教職員の相談に対応します。

【交流教育の推進】

- 他人を思いやる心を養うとともに、障がいのある児童・生徒への理解が深まるよう、人権教育を一層充実させます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに活動することを通して、相互に交流し理解する機会を提供します。

【インクルーシブ教育の推進】

- 共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けるインクルーシブ教育の市内の小・中学校での実施について検討していきます。
- 市内の教職員、療育施設職員、相談従事者等を対象に、インクルーシブ教育についての研修会等を実施し、療育や医療についての知識の習得を促進します。
- 小・中学校に在籍する障がいのある子どもの学校教育活動における介助や、学習活動を支援するための特別支援教育支援員の配置を検討します。

基本施策2 就労への支援の充実

就労は、障がいのある人の地域での自立した生活において、経済的な基盤をつくるだけでなく社会参加や生きがいづくりにもつながる重要なものです。

国では、平成25年に「障害者雇用促進法」を改正、平成28年4月より施行しており、雇用の分野における障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供義務について新たに定めています。また、令和3年3月以降、民間企業の法定雇用率が2.2%から2.3%まで引き上げられるなど、障がい者雇用を推進するための社会的条件の整備が進められています。しかし、企業と関係機関との連携が不十分であることなどから、障がいのある人と企業とのマッチング、円滑な就労の実施にはいまだ多くの課題が残されています。障害者就業・生活支援センターひまわりやジョブコーチ制度、トライアル雇用制度等を適切に活用しながら、安定した一般就労を支援していく必要があります。

本市においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度より就労移行支援事業所が事業を休止するなど、就労移行の推進において課題が残されています。今後は、就労移行に係る事業を実施している既存の事業所への支援を推進するとともに、新規事業者の誘致についても力を入れていきます。加えて、就労を継続させ、離職を防止するための支援も充実させることが重要であることから、障がいのある人の就労に対しての十分なサポートを行うとともに、障がいのある人を雇用する企業に対しても、障がいへの理解の促進等を通して、障がいのある人にとって働きやすい環境づくりを推進していきます。

【施策の方向】

①雇用対策の推進

- 公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターひまわりと連携し、就労支援を推進します。
- ジョブコーチ制度やトライアル雇用制度に関する情報提供と活用を推進します。
- 公共の職業訓練施設の利用促進を図るとともに、情報提供に努めます。
- 障がいのある人が市役所や市有の施設などで働くことができるように検討していきます。
- 市役所における障がい者雇用については、法定雇用率を確保すべく引き続き取り組んでいきます。また、精神障がい者の雇用についても検討していきます。
- 学齢期からの訓練などの、実習体験の実施を支援していきます。
- 障害者就業・生活支援センターひまわりや就労相談窓口による定期的な訪問や相談対応など、障がいのある人に対して、就労定着等に向けた支援を図ります。

②企業・関係機関との連携

- 沼津公共職業安定所（ハローワーク）の求職登録制度や相談事業を支援していきます。また、職を求める方には、企業との連携調整を行っている障害者就業・生活支援センターひまわりを紹介し、就労支援につなげます。
- 駿豆地区障がい者自立支援協議会の就労部会において、事業所に対して雇用の指導を実施する公共職業安定所（ハローワーク）との連携の強化に努めます。
- 障がいのある人に対しては、沼津公共職業安定所（ハローワーク）が公開しているインターネット情報についての利用を啓発します。
- 障がいのある人それぞれの持つ能力について事業所へ情報提供を図ります。
- 企業や事業所、当事者、保護者、支援者など、就労に係る関係者の情報交換の機会を設け、就労定着に関する悩みごとを取り除くことにより、一般就労の機会を増やします。

③就労系障がい福祉サービスの確保

- 就労継続支援・就労定着支援を行う事業所を支援し、機能の充実を図るとともに、実施している主な取り組みについての周知を図ります。
- 障がいのある人の就労移行及び一般就労に力を入れていくため、就労継続支援・就労定着支援を行う新たな事業者の誘致を図ります。
- 就労支援施設に対して、事業所の特徴に合った新たな生産活動や請負作業等を供給するとともに、その支援策について検討していきます。
- 就労継続支援、就労定着支援を行う事業者に対し、一般就労を意識した活動を進めるよう啓発します。

④障がい者就労施設等が供給する物品等の啓発

- 裾野市における障害者優先調達方針をもとに、障がい者就労施設等が供給する物品の紹介や常備販売の促進などの販路の拡大を図ります。また、市役所での常設販売を行います。
- 民間事業所に対して、就労支援施設等への委託に関する情報提供と啓発を行います。

⑤就労相談窓口の開設

- 障害者就業・生活支援センターひまわりや公共職業安定所、就労相談事業所等と連携した相談支援体制を構築するとともに、障がいのある人や家族の就労・生活相談に特化した相談窓口の開設について検討を進めます。

基本施策3 社会参加活動の充実・促進

芸術や文化活動・スポーツ活動への参加は、人々と交流する機会となるとともに、社会参加を促進する点でも重要な役割を果たしています。地域において、障がいの有無にかかわらず、気軽に参加できる機会を創出することが必要となっています。障がいのある人の生きがいつくりに向けて、地域における交流活動への参加を促進するとともに、社会参加に対するニーズを把握しながら、すべての人が参加しやすくなるよう活動内容を充実させていくことが必要です。

また、コミュニケーションが取りにくいことなどから、積極的な社会参加に踏み出せない人もいることが考えられます。このような人のコミュニケーションを支援するための方策として、手話通訳者や要約筆記者等の養成、多様な媒体を通じた情報発信を推進するなど、多方面からの取り組みを推進していきます。

【施策の方向】

①コミュニケーション支援の充実

- ボランティア団体や社会福祉協議会等の協力のもとに、手話通訳者や要約筆記者等の養成を行います。
- 視覚障がいのある人をはじめとする障がいのある人を対象に、録音による情報提供の充実を図ります。また、聴覚障がいのある人に対して、字幕付きビデオ等の整備を検討します。
- 朗読録音グループ等と連携・協力しながら、より多くの録音図書やデージー図書を用意し、図書館への配架を行います。

②スポーツや文化芸術活動を通じた社会参加の促進

【既存事業の充実と拡大】

- 社会福祉協議会が主催する、子どもから高齢者まで参加する大規模な健康福祉の集いの場である「ふれあい広場」の開催及び内容の見直しに協力していきます。
- 社会福祉協議会と連携・協力しながら、「社会を明るくする運動推進大会」を共同開催し、社会福祉活動の啓発、事例発表などを通じた福祉の推進を図ります。
- スポーツ教室を開催し、スポーツを通じて、多くの人とコミュニケーションを図れるようにしていきます。

【活動参加への支援】

- 啓発や社会参加を目的とした福祉行事が行われる際は、障がいのある人の参加及び会場までの移動等について配慮・支援していきます。
- 運動公園、市民体育館、福祉保健会館、生涯学習センター、図書館等の市内の公共施設について広報し、利用の促進を図ります。
- 県が開催している障がい者スポーツ大会への参加促進を図るとともに、参加する際の支援を行います。

【参加機会の充実】

- 各種団体と連携しながら、要望の高いレクリエーション活動や交流会、旅行会等の様々な活動の運営への協力を行います。
- 各種団体の活動について情報発信する機会を創出し、気軽に参加しやすい環境をつくれます。
- 1人ではなく、気心の知れた仲間や家族等と少人数のグループで参加できる環境の整備と、外に出ることの楽しさを味わう機会をつくるなどの啓発活動を行います。
- 障がいのある人の参加意欲を高めるために、活動機会の増加を図ります。
- 社会参加のきっかけづくりを図るため、移送サービス事業による移動手段を確保・提供します。
- 県やNPO静岡県作業所連合会が開催するスポーツや芸術に関するイベントへの参加を促進します。

【指導者の養成と人材確保】

- 各種指導員への講習会において、障がいへの理解について啓発するため、障がいのある人への対応や指導の方法等について周知します。
- 各種団体と連携しながら、様々な社会参加活動の指導者を担う人材の育成を図ります。

基本目標3 住み慣れた地域での暮らしを支援する環境づくり

基本施策1 障がい・疾病の早期発見・早期治療の確立

障がいや障がいの要因となり得る疾病については、早期に発見し、早期に治療につなげることが重要となります。そのために、様々な健康診査・検診を充実させることで、疾病を予防するとともに、早期に発見できる体制を整備することが必要となります。また同様に、障がいのある子どもについても、年齢に応じた幼児健診等の実施を通して早期に支援が必要と思われる子どもを把握し、早期の療育につなげることが重要です。

障がい・疾病の早期発見・早期治療を行うことができるよう、本市では、妊産婦や乳幼児を持つ親への障がいについての啓発や、保健師による家庭訪問等を通じた支援を充実させます。また、支援を必要とする子どもについては早期発見に努め、親と子の双方へのフォローを通して、子どもの健やかな発達を支援していきます。

【施策の方向】

①親への広報・啓発の推進

- 健康推進課や学校教育課等の庁内関係課と連携し、保護者に対して障がいの早期発見の必要性について理解が深まるよう啓発します。
- 妊産婦や、乳幼児を持つ親を対象とする訪問事業を充実させるとともに、フォローを必要とするケースについては、継続的な支援を行います。
- ハイリスク妊産婦について、保健師による家庭訪問等を通して心身の異常の早期発見に努め、母体の保護と赤ちゃんの健やかな誕生につながるよう支援します。
- ハイリスク妊産婦の割合が増加傾向にあることから、支援にあたる人材の確保と職員の資質向上を図ります。

②健康診査の実施

- 4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を実施するとともに、受診率のさらなる向上に努め、障がいの早期発見と早期治療・早期療育の充実を図ります。また、必要に応じて、専門的な医療機関につなげます。
- 幼児健診の結果、支援が必要と思われる子どもと親を対象とした健診事後教室「母と子のグループ教室」の開催を通して、子どもの発達段階に合わせて親が関わることのできるよう支援し、発達の促進を図ります。
- 各種健康診査未受診者への受診勧奨と、要精密検査・要治療者に対する医療機関受診の勧奨を行います。

基本施策2 障がいのある人の自立した生活をささえるサービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの状態の悪化を予防することが大切となります。障がいの原因には、先天的なものや後天的なものがあり、後天的な原因として、脳血管疾患や心疾患等の疾病による後遺症がありますが、これらの疾病の発症は規則正しい生活や栄養バランスのとれた食生活等による健康管理・健康づくりによって予防することが可能です。住民一人ひとりが自身の健康に関心を持てるよう、定期的な医療機関の受診や健康診査の受診について啓発していくとともに、健康教育や健康講座等を通して健康づくりに資する情報発信に努めていきます。

アンケート調査において、本市の障がい福祉分野において力を入れてほしいこととして、気軽に相談できる窓口の充実が最も多くなっています。こうしたニーズがあるとともに、困ったときの相談先は地域での生活全般において求められることから、新たな窓口の開設も視野に入れながら、相談支援体制の一層の機能強化に努めていきます。

また、介護保険サービス（介護給付・予防給付）を利用している障がいのある人に対して、必要に応じて障がい福祉サービス等を提供することで、自立した生活が継続できるよう支援してまいります。加えて、障がいのある人が必要としている障がい福祉サービスを利用できるよう、サービス及びサービスを提供する人材の確保を図ることで、サービスが円滑に運用できるよう努めてまいります。これらの多方面からの取り組みを通して、障がいのある人の自立した生活を地域全体でささえる「地域共生社会」の深化・推進を目指します。

【施策の方向】

①健康づくりの推進

- 市が実施している健康診査やがん検診の受診率向上に向け、広報による啓発や他事業との連携等を通して、継続受診の促進を図ります。
- 特定健診の結果から、疾病の予防・改善と重症化予防につながるよう、家庭訪問を通して生活全般に対する健康指導を行います。また、訪問を実施する体制づくりや従事する職員の資質の向上に努めます。
- 健康診査を受診していない人や精密検査を必要とする人に対する受診勧奨を、家庭訪問を含めて実施します。
- 発達障がいや難病に関する情報を広報紙等に掲載し、啓発に努めます。
- 庁内の関係部局や関係機関との連携を強化します。
- 地域における健康づくり活動を活性化させるため、各委員等への講話や講習の実施を通して健康に関する知識の習得を促進します。

②医療費助成の啓発

- 障がいのある人が安心して医療機関を受診し、治療を受けられるよう、手帳交付時や医療機関受診時に、自立支援医療（精神、育成、更生）について周知します。

③相談支援体制の充実

【相談窓口の充実】

- 障がい者相談支援事業所の拡充等を通して相談支援体制の強化を図るとともに、各相談窓口の連携を強化し、ネットワーク化を図ります。
- 様々なケースに関して相談対応が可能となるよう、専門知識を有する人材の確保に努め、保健師や各種相談員を配置します。
- 各種相談窓口や相談方法の周知に努めます。
- 障がいのある人や介護をする家族の心身の負担軽減を図るため、障がいのある人及び家族同士の交流機会の提供を図ります。

【基幹相談支援センターの設置】

- 障がいのある人やその家族の総合相談窓口である「基幹相談支援センター」を設置し、相談支援体制の一層の強化を図ります。

【地域密着相談の充実】

- 民生委員児童委員との連携強化や情報共有を図ります。
- 障がいのある人が地域で気軽に相談ができるよう、各種団体の会議等において障がい者福祉に係る制度の説明を行い、障がい福祉サービスの周知に努めます。

【情報提供体制の充実】

- 様々な機会を通じて相談窓口についての情報発信を行い、気軽に相談できる環境づくりに努めます。
- 障がい者自立支援協議会等を通じて、相談支援事業所を中心とした支援や地域間課題の共有を図り、問題解決に向けた支援策を協議していきます。
- 障がいのある人が必要としている情報をいつでも得られるように、市のホームページの充実を図ります。

④介護保険との連携

- 介護保険制度による介護給付・予防給付に加えてサービスを必要とする障がいのある高齢者に対し、障がい者施策における適切なサービスの提供に努めます。
- 障がいのある高齢者の、障がい福祉サービス給付から介護保険サービス給付へのスムーズな移行を図ります。
- 地域包括支援センターが障がいのある高齢者からの相談に適切に対応できるよう、ケース会議の実施等を通して障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター、ケアマネジャーの連携強化を図るとともに、介護事業者や関係機関との情報交換に努めます。

⑤地域共生社会の推進

- ともにささえあう地域づくりを推進するため、地域住民やボランティア、福祉関係団体等の様々な主体による地域福祉活動を推進します。
- 地域ケア会議や研修において、福祉業務に携わる人による現状の説明などを行うことで、新たな視点を共有できる雰囲気づくりに努めます。また、地域間における課題については、近隣市町と連携しながら、対応策を検討していきます。
- 障がいのある人や高齢者の孤立防止、地域でのささえあいやコミュニティづくりのため、障がいのある人や高齢者をはじめとする誰もが利用できる地域の交流の場である「居場所」づくりを推進します。
- 「共生型サービス」の導入・推進のため、介護保険施設におけるサービス従事者に対して、障がいに関する知識が習得できるよう研修等を行います。
- 生活が困窮している障がいのある人の経済的自立と支援を図るため、生活困窮者自立支援事業を行っている社会福祉課や関係団体との連携を強化します。

⑥福祉人材の確保・育成

- 社会福祉士・精神保健福祉士等の有資格者の積極的な確保に努めるとともに、資質の向上を図ります。
- 各種福祉講座等の実施を通して、福祉に関心のある人材の吸い上げを図るとともに、必要に応じて、静岡県社会福祉人材センターが実施している研修等の受講につなげます。
- 介護保険サービスの対象となる障がいのある人がサービスを円滑に利用できるよう、高齢者福祉に関する知識のあるコーディネーターの育成と配置を図ります。
- ボランティア団体や社会福祉協議会の協力をもとに、手話通訳者や要約筆記者等の養成を行います。（再掲）

⑦適切なサービスの確保

- 必要な障がい福祉サービスがいつでも利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めるとともに、各種サービスの内容や利用手続き等についての周知を図ります。
- サービス利用者のニーズに的確に対応した事業実施に向けて、障がい者支援施設等との情報共有・連絡体制の強化を図ります。

基本施策3 施設等から地域生活への移行の推進

障がいのある人の自立を支援する観点から、福祉施設に入所している人や病院に入院している人の地域生活への移行が推進されています。地域生活への移行に際して、障がいのある人が地域の一員として、自分らしく安心して暮らしていけるよう、生活拠点や活動の場の確保、就労支援等の課題に対するサービス提供体制を整え、地域全体で暮らしを支援していくことが必要となります。本市においては、障がいのある人の地域生活に対する不安が軽減されるよう、グループホームや市営住宅等の生活拠点や活動拠点について整備・充実を図るとともに、自立支援協議会等において支援策の協議・検討を図っていきます。

また、障がいのある人の重度化や高齢化、“親亡き後”を見据えた地域生活支援体制を構築することが必要となっており、その一環として、障がいのある人が地域生活を継続できるよう、相談や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成等の機能を兼ね備えた「地域生活支援拠点」についても整備を進めることが求められています。本市においても、障がいのある人が必要としている支援の提供に努めるとともに、こうした拠点の整備を図っていきます。

【施策の方向】

①地域生活支援拠点の整備

- 障がいのある人の地域生活を支援する機能を有する地域生活支援拠点について、整備を進めます。
- 地域生活支援拠点が有する機能について、市内における供給体制について検討を進めるとともに、機能の補完が成されるよう圏域内の連携の強化を図ります。

②地域生活支援事業の充実

- 地域活動支援センター「うぐいす」の利用率向上を図ります。
- 障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じて、効率的かつ効果的なサービスの提供に努めます。
- 地域生活支援事業にて実施している支援や地域活動支援センターの機能について、周知を図ります。

③自立支援協議会の充実

- 地域で連携して障がいのある人をささえるため、当事者団体・事業所・支援者等による協議の場を設け、地域間課題の共有・協議を通して、各市町及び地域の関係機関の連携強化を図ります。

④グループホーム等の整備促進

- 市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人、医療機関等と連携しながら、グループホームの設置を呼びかけていきます。
- グループホームにおけるヘルパーや世話人等の人材の確保に努めます。
- 社会福祉法人等がグループホーム等を設置する際の補助事業について周知します。

⑤住宅改修支援・市営住宅の整備

- まちづくり課に住宅相談窓口を設置するとともに、(社)静岡県建築士会等の協力を要請し、障がいのある人が住まいについて相談できる窓口を拡充していきます。
- 建築士会向け説明会において、各種支援制度に関する周知を行っていきます。
- 市ホームページ等を通して、住宅改造のための各種制度の周知と利用促進の啓発を行います。
- 共同住宅等の建築・管理業者へ、障がいに配慮した住宅の改造等について、正しい理解が得られるよう啓発していきます。
- 新たに整備する市営住宅については、障がいのある人が利用することを考慮して、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮します。

基本施策4 様々な障がいの特性に合った支援の充実

障がいの種別や程度は、個人によって大きく異なることから、個々のケースに応じた適切な支援やサービス提供を図ることが、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために必要です。そのため、様々な障がいの特性に合った、きめ細かな支援を提供していくための体制を構築していくことが求められています。

近年、自閉症スペクトラム障がいや学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)等の発達障がいや、心身の発達が気になる子ども、配慮が必要と周囲が考える子ども等についての課題が顕在化しています。発達障がいについては、周囲の理解が十分でない現状があることから、支援を行うにあたっては、個々の発達障がいの特性等について理解し、必要な専門的知識を持つ人材を確保することが必要です。また、精神障がいについても疾患は多岐にわたることから、それぞれの疾患に適した医療を早期に提供できる体制の構築を図ることが必要です。

障害者総合支援法の施行によって、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病患者が含まれています。難病のある人の安定した療養生活の確保のため、各種保健・医療・福祉のサービスを充実させるとともに、きめ細かな相談支援ができるよう関係機関の相談体制の構築を図ることが求められています。

【施策の方向】

①精神障がいのある人に対する支援の充実

- 精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域の居住環境の整備や精神障がいのある人の社会参加を促進するための支援を行います。
- 必要な保健・医療・福祉のサービスをいつでも受けることができるよう、精神障がいにも対応した地域生活支援拠点整備の推進を図ります。

②発達障がいのある人に対する支援の充実

- 発達障がいのある人及びその家族からの相談を受け付け、必要に応じて、発達障害者支援センターにつなげ、適切な支援の提供を図ります。
- 地域の療育拠点となる児童発達支援センター「富岳裾野学園」と連携し、障がいのある子どもに対する重層的な支援を図ります。
- 学習障がい等に対応した通級指導教室等の充実を図るとともに、発達障がいのある子どもをサポートする支援員の配置について検討を進めます。

③難病患者への支援の充実

- 難病のある人が地域で安心して暮らせるよう、補装具や日常生活用具の給付を行います。
- 難病のある人やその家族の日常生活における相談を受け付け、必要に応じて、県難病相談支援センターにつなげ、適切な支援の提供を図ります。
- 難病のある人が必要としている障がい福祉サービス等の利用促進に努めます。

基本目標4 安心して生活できる仕組みづくり

基本施策1 誰もが暮らしやすいまちづくり

障がいのある人の生活道路や公共施設、公共交通機関等の利用においては、他の人たちにとって何でもないと感じる状況であっても、利用しづらいと感じる場面が少なくありません。障がいのある人が気軽に外出し、社会参加の促進を図るためには、誰もが気軽に安心して利用することができるユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮したまちづくりを推進していくことが必要となります。本市では、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって快適で暮らしやすい生活環境の構築に向けて、様々な状況の人に配慮された福祉のまちづくりの推進を図っていきます。また、障がいのある人を対象とした公共交通機関の利用における割引制度等の支援策について、制度の周知を図っていくとともに、制度が正しく利用されるよう努めていきます。

【施策の方向】

①公共施設等の整備

- 新たな公共施設等の建築においては、障がいのある人が利用しやすくなるようユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮します。
- 市内の公共施設において、障がい者用駐車スペースを確保するとともに、案内表示などの設置を通して利用者のモラル向上を図ります。また、静岡県福祉のまちづくり条例の基準に適合させるよう、設計時にアドバイスしていきます。
- 既存公園や新設公園などに、多目的トイレの設置を行います。
- 銀行や病院といった施設に対して、ユニバーサルデザインへの対応を働きかけます。

②道路・歩道のバリアフリー化

- 車椅子などの通行が容易になるよう、段差の解消や歩道の拡張、点字ブロックなどの誘導設備の整備を図ります。
- 歩道や点字ブロックの上に障害物等を置かないよう啓発します。

③公共交通機関の整備促進

- バス会社に対して、バス停留所へのベンチの設置やバスの乗降口改善等について要望し、理解と協力を求めています。
- タクシー会社に協力を求めながら、リフト付きの介護タクシーの導入を推進します。

④助成制度等の広報・啓発

- 公共交通機関等で実施している鉄道・バスの運賃割引やタクシー料金の助成制度について
広報紙やパンフレット、しおり等により情報を発信し、利用の促進を図ります。
- 静岡県ゆずりあい駐車場制度を活用し、歩行が困難な方への利用証の交付を通して、公共
施設や店舗などにおける駐車場の適正利用を図ります。

基本施策2 防災・安全対策の充実

近年、各地で地震や台風、大雨、土砂災害などの災害が相次いでいることを受けて、いつ災害が起こってもおかしくないという意識を持って防災体制の整備を図ることが求められています。障がいのある人は、災害発生時に、避難行動やその後の避難所生活において支援を必要とする人も多いことから、こうした人の支援については事前から十分な準備をしておくことが必要となります。本市では、避難行動要支援者リストの整備・更新等による支援を必要とする人の把握及び関係機関との情報共有、福祉避難所の設置、医療的支援にも対応し得る備蓄の準備などに取り組んでいきます。

加えて、振り込め詐欺等の特殊犯罪等が後を絶たないことから、障がいのある人が狙われることのないよう、防犯対策を推進することも必要となります。警察や地域住民、ボランティア等の様々な主体と連携しながら、地域が一丸となって安全の確保に努めることが重要です。

【施策の方向】

①防災対策の充実

- 個人情報保護に配慮しつつ、避難行動要支援者に対する避難支援計画を策定するとともに、区長、自主防災会長、民生委員児童委員との連携を図りながら安全確保等に努めます。
- 毎年、避難行動要支援者リストを更新し、区長、自主防災会長、民生委員児童委員、警察等との情報共有を図ります。
- 避難行動要支援者のうち、必要としている人を対象に避難行動個別計画を作成し、区長、自主防災会長、民生委員児童委員、警察等と情報共有を図ります。
- 「災害時避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、自主防災組織等関係者等と連携しながら、避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備を図ります。
- 自主防災組織との連携については、毎年行われている防災交流会への市職員の出席を通して、協力体制の構築を図ります。
- 災害発生時に備えるため、自主防災組織に対して研修指導や訓練を行います。また、地域への働きかけや講習会等の開催の強化に努めます。
- 障がいのある人を含む市民全体に対して、総合防災訓練や地域防災訓練に積極的に参加することを呼びかけます。
- 災害時における福祉避難所の増設・充実・機能強化を図ります。
- 障がいのある人が必要とする生活物資について、障がい者団体と連携を図りながら、避難所への備蓄と緊急時の円滑な使用について検討を進めます。
- 障がいのある人を含む避難行動要支援者の、医療機関や社会福祉施設等への二次的避難の措置について検討していきます。
- 障がい福祉サービスを提供している事業所に対して、災害発生時の避難誘導マニュアルの作成支援や、災害発生を想定した訓練指導等を実施します。

②防犯体制の充実

- 警察、地域安全推進員、区長会等と連携し、障がいのある人の犯罪被害を未然に防止するための連絡体制を確保します。
- 自主防犯活動に取り組む市民やボランティア団体を支援し、地域の安全確保を推進します。
- 障がいのある人のための防災・防犯に関するパンフレット等を配布し、防災・防犯意識の高揚を図ります。
- 緊急情報メール配信サービス「裾野市まもメール」を運用するとともに、利用促進を図ります。
- 障がいのある人の消費者被害に関する情報を収集し、被害を未然に防ぐよう、周知・啓発に努めます。また、被害からの救済についても必要な情報提供を行います。

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方

「第6期裾野市障がい福祉計画・第2期裾野市障がい児福祉計画」は、障がい者施策全般にわたる「第5次裾野市障がい者計画」のうち、生活支援・就労支援・療育支援・相談支援等の分野における実施計画としての性格を持つ計画であり、その目指すところは同じです。

障がいのある人等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、本市の障がい福祉サービス等の整備に関する基本方針を、以下の4項目とします。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援をするとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援等の提供体制の整備を図ります。

(2) 地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援

障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整備していきます。また、障がいのある人等の生活を地域全体でささえるシステムを実現するため、障がいのある人の高齢化・重度化や“親亡き後”を見据えた地域生活をささえる拠点づくりやNPO等によるサービス提供も含めて、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業や就労定着支援事業の推進を通して、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及び定着を推進します。また、障がいのある人の雇用全般についての働きかけを関係機関、サービス事業者等と連携しながら進めていきます。加えて、障がいのある人の多様な就労ニーズに答えられるよう、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。また、就労後の職場定着における新たな相談窓口の設置等のサービスの提供を進め、就労してからも引き続き支援を行うことのできる体制の整備を進めます。

(4) 障がい児支援の提供体制の推進

児童福祉法に基づく障がい児支援については、子ども・子育てや教育に関わる関係機関との連携を図りながら推進していきます。児童発達支援センターや保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援するサービスの提供について、駿東田方圏域において提供できる体制を整備するとともに、本市単独で提供が可能な体制の確保を図っていきます。

2 障がい福祉サービスの体系

「障害者総合支援法」によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「指定障がい福祉サービス（自立支援給付）」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

児童福祉法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「障がい児通所支援」と「相談支援」に大きく分けられます。

「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体的に地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決めることのできるサービスです。

【障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障がい福祉サービスの体系】

指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ）	地域生活支援事業	必須事業	①理解促進研修・啓発事業
		②重度訪問介護			②自発的活動支援事業
		③行動援護			③相談支援事業
		④同行援護			④成年後見制度利用支援事業
		⑤重度障害者等包括支援			⑤成年後見制度法人後見支援事業
	日中活動系サービス	①生活介護			⑥意思疎通支援事業
		②自立訓練（機能訓練・生活訓練）			⑦日常生活用具給付等事業
		③就労移行支援			⑧手話奉仕員養成研修事業
		④就労継続支援（A型・B型）			⑨移動支援事業
		⑤就労定着支援			⑩地域活動支援センター機能強化事業
⑥療養介護		任意事業	①訪問入浴サービス事業		
⑦短期入所（ショートステイ）			②日中一時支援事業		
サービス 居住系	①自立生活援助		③レクリエーション活動支援事業		
	②共同生活援助（グループホーム）	障がい児通所支援等	通所給付	①児童発達支援	
	③施設入所支援			②医療型児童発達支援	
相談支援	①計画相談支援			③放課後等デイサービス	
	②地域移行支援			④保育所等訪問支援	
	③地域定着支援			⑤居宅訪問型児童発達支援	
	相談支援	①障がい児相談支援			

発達障がいのある人への支援

3 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標の設定

障がいのある人の自立支援を推進する観点から、福祉施設及び病院からの地域生活への移行や就労への支援、障がい児支援の提供体制の整備について対応することが必要です。国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「指針」）の内容に即し、前期計画の進捗状況を踏まえて、それぞれの成果目標を設定します。

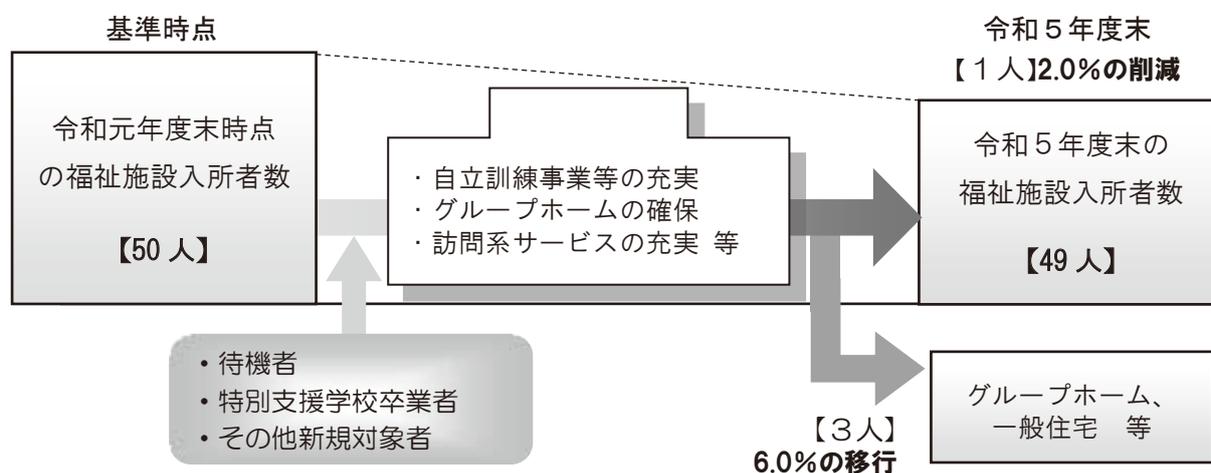
(1) 福祉施設入所者の地域生活移行者数

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点で福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立支援事業等を利用してグループホーム（GH）や一般住宅等へ移行する人の量を見込み、令和5年度末における福祉施設入所者数の削減見込み及び地域生活に移行する障がいのある人の数の目標を設定します。

国の指針では、“令和元年度末時点の入所者数の1.6%以上の削減”と“令和元年度末時点の入所者数の6%以上の地域生活への移行”を基本としています。本市においては、入所者数の削減見込みについては国の指針に基づいて1人（2.0%）、地域生活移行者数についても国の指針に基づいて3人（6.0%）を目標値とします。

項目	数値	考え方
基準時点の入所者数（A）	50人	令和元年度末時点の入所者数
令和5年度末時点の入所者数（B）	49人	令和5年度末時点の入所者数
【目標値】 入所者数の削減見込（A－B）	1人 (削減率：2.0%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	3人 (削減率：6.0%)	令和5年度末に福祉施設から地域移行する者の数（累計）

【入所施設入所者の地域生活移行者数の目標数値 イメージ】



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めることにおいては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があることから、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。

静岡県の指針では、圏域協議会地域移行部会を除いた形で、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を各市町に求めています。

本市においては、駿東田方圏域自立支援協議会（地域移行支援部会）を協議の場として位置づけていますが、今後、本市単独での協議の場の設置に向けた検討を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

地域生活移行のための相談、助言、就労支援などや緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の役割を担う地域生活支援拠点の設置について、目標を設定します。

国の指針では、障がいのある人の高齢化、重度化の対応や“親亡き後”の生活を見据えて、障がいのある人が地域社会で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、障がいのある人の生活を地域社会全体でささえるサービス提供体制を構築することを目的として、令和5年度末までに各市町村または各圏域において、最低1か所以上の地域生活支援拠点を整備することを基本としています。また、その地域生活支援拠点の整備や機能の充実等について検証・検討する場を設け、年1回以上検証・検討を行うこととしています。

本市においては、地域生活支援拠点の有する機能のうち、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を担う面的体制を令和5年度を目途に整備していくことを目指します。また、地域生活支援拠点の整備や機能の充実等については、「裾野市障がい者自立支援協議会」を検証・検討の場として定め、令和3年度以降、年1回の協議を行うこととします。なお、本市単独で機能を果たすことが難しい機能については、駿東田方圏域内で連携し、補完しあうことで対応します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行者数

①一般就労への移行者数

福祉施設利用者のうち、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

国の指針では、それぞれのサービスごとに倍率が設定されており、以下のとおりに各施設・事業利用からの一般就労への移行者数を設定することを目標の基本としています。

- ①令和5年度までに令和元年度実績の 1.30 倍以上が就労移行支援から一般就労へ移行
- ②令和5年度までに令和元年度実績の 1.26 倍以上が就労継続支援A型から一般就労へ移行
- ③令和5年度までに令和元年度実績の 1.23 倍以上が就労継続支援B型から一般就労へ移行
- ④令和5年度までに令和元年度実績の 1.27 倍以上（①～③の合計）が福祉施設から一般就労へ移行

本市における令和元年度の一般就労移行者の実績は就労移行支援から3人、就労継続支援A型から2人、就労継続支援B型から3人の計8人となっています。この実績を考慮して、令和5年度の一般就労移行者数の数値目標は、国の指針に基づいて以下のように設定します。

項 目		人 数
令和元年度における 福祉施設から 一般就労への 移行者数の実績	就労移行支援事業所	3人
	就労継続支援A型事業所	2人
	就労継続支援B型事業所	3人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0人
	福祉施設（合計）	8人
【成果目標】 令和5年度中の 福祉施設から 一般就労への移行者数	就労移行支援事業所	4人
	就労継続支援A型事業所	3人
	就労継続支援B型事業所	4人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	1人
	福祉施設（合計）	12人

②一般就労に移行した者に占める就労定着支援事業の利用者数

一般就労に移行した者に占める就労定着支援事業の利用者数の目標を設定します。

国の指針では、“令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する”を基本としています。

本市においては、令和元年度に就労移行支援事業等を通して一般就労へと移行した8人のうち、就労定着支援事業を利用したのは1人となっています。本市では、市内に就労定着支援事業を実施している事業所がないことから、国の指針のとおり目標を設定することは困難と判断し、以下のように数値目標を設定します。また、計画期間内においては、市内での就労定着支援事業の実施に向けて、事業者の誘致に努めます。

項 目		人数・割合
令和元年度における 一般就労移行者のうち 就労定着支援事業の 利用者割合	一般就労移行者数 (A)	8人
	(A)のうち就労定着支援事業利用者数 (B)	1人
	就労定着支援事業の利用者割合 ((B) / (A))	12.5%
【成果目標】 令和5年度中の一般就労 移行者のうち就労定着 支援事業の利用者割合	一般就労移行者数 (A)	12人
	(A)のうち就労定着支援事業利用者数 (B)	4人
	就労定着支援事業の利用者割合 ((B) / (A))	33.3%

(5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

①児童発達支援センターの設置

国の指針では、重層的な地域支援体制の構築に向けて、「令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること」を目標の基本としています。本市においては、児童発達支援センター「富岳裾野学園」が設置されています。

②保育所等訪問支援を利用できる体制構築

国の指針では、「令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること」を目標の基本としています。

本市においては、児童発達支援センター「富岳裾野学園」等にて保育所等訪問支援を提供しています。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを確保

国の指針では、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること」を目標の基本とし、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域による確保であっても差し支えないとしています。

本市においては、児童発達支援事業所については、児童発達支援センター「富岳裾野学園」がその役割を担っています。一方、放課後等デイサービス事業所については該当の施設がなく、駿東田方圏域内の事業所を利用しているのが現状です。今後は、引き続き圏域内における提供体制の確保に努めるとともに、本市単独でのサービス提供について検討を進めます。

④医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

国の指針では、「令和5年度末までに、各市町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること」を目標の基本とし、市町村単独での設置が難しい場合には、県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えないとしています。

本市においては、圏域の重心部会を協議の場として位置づけ、医療的ケア児の支援に向けた検討を進めていきます。また、医療的ケア児に関するコーディネーターについては、令和2年度現在、2名を確保しています。

(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制の確保

相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制の確保について、目標を設定します。国の指針では、「令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施できる体制を確保すること」を基本としています。

①基幹相談支援センターの設置

本市では、総合的・専門的な相談支援の実施をワンストップで担う拠点である基幹相談支援センターの設置に向けた取り組みを、前期計画期間において進めてきました。この基幹相談支援センターは、計画期間中に設置が完了する見込みです。この基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを推進していきます。

②相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組み

障がいの種別や様々なニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援等の取り組みを、今後開設する基幹相談支援センターと本市が連携しながら、順次実施していきます。また、裾野市障がい者自立支援協議会の開催を通して、地域の相談支援機関の連携強化を図っていきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	実施件数(件)	0	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数	支援件数(件)	0	0	1
地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数	実施回数(回)	1	1	1

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築について、目標を設定します。国の指針では、「利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築すること」を基本としています。

①障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項の実施体制については、現時点で体制構築の目途が立っておりません。本計画においては、県で実施する研修等への積極的な参加を通してサービス等の質の向上を図るとともに、システム等による審査結果分析・共有については、必要となるシステムの構築等について検討を進めていきます。

②障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組み

県が実施する障がい福祉サービス等に関わる相談支援従事者初任者研修及び障害支援区分認定調査員研修について、本市では、担当課である障がい福祉課の職員を中心に、令和3年度以降毎年1人ずつの参加を目指します。また、障害者自立支援審議会審査支払等システム等による審査結果の分析・活用及び事業所や関係自治体等と共有する体制について、令和5年度以降、裾野市障がい者自立支援協議会にて協議・検討が可能となるよう体制整備を図っていきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する相談支援従事者初任者研修の市職員参加人数	参加人数 (人)	1	1	1
県が実施する障害支援区分認定調査員研修の市職員参加人数	参加人数 (人)	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や関係自治体等と共有する体制の構築	実施の有無	無	無	有

4 サービス量の見込みと確保の方策

1 指定障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴や排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいがある人、重度の精神障がいがある人で、常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

③行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難があるため常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中における介護を行います。

④同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護等の必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

障がいの程度が重く、意思の疎通に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

【訪問系サービスの実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	利用時間 （時間）	514	514	511	510	509	508
	利用者数 （人）	36	33	29	26	24	22

【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

- 社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。今後、サービス提供に不足が生じる場合は、介護保険サービスのみの提供事業者の把握を行い、参入促進を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- 精神障がいのある人本人及び当事者団体、医療機関や福祉施設等に対して、訪問系サービス内容や事業者に関する情報提供を充実させ、サービスの利用促進に努めます。
- 県や関係機関等が主催するホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるよう働きかけます。
- 困難事例への対応等を検討するため、自立支援協議会において支援策を検討し、福祉サービスの充実に努めます。
- 相談支援事業所の活用を促進し、サービス利用の希望者へ障がいの程度に応じた必要な訪問系サービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間、施設や事業所で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③就労移行支援

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に就労の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を行います。

雇用契約に基づき、就労や生産活動の機会を提供するサービスがA型で、雇用契約は締結せずに就労や生産活動の機会を提供するサービスがB型です。

⑤就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がいのある人のうち生活面の課題が生じている人に対して、課題解決に向けた必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

⑥療養介護

医療機関で、機能訓練や療養に関わる介護、日常生活上のサービス等を行います。

⑦短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する人が病気等の理由で、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人を対象に、夜間も含め施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【日中活動系サービスの実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数（日）	1,724	1,649	1,619	1,559	1,507	1,454
	利用者数（人）	86	83	86	85	85	85
自立訓練（機能訓練）	利用日数（日）	14	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	1	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用日数（日）	62	100	113	143	168	194
	利用者数（人）	3	5	6	8	9	11
就労移行支援	利用日数（日）	88	152	170	219	260	301
	利用者数（人）	5	8	10	13	15	18
就労継続支援（A型）	利用日数（日）	430	474	450	471	481	491
	利用者数（人）	22	22	23	23	24	24
就労継続支援（B型）	利用日数（日）	1,902	2,110	2,108	2,246	2,349	2,452
	利用者数（人）	111	117	125	132	139	146
就労定着支援	利用者数（人）	0	1	1	2	2	4
療養介護	利用者数（人）	4	5	5	6	6	7
短期入所（ショートステイ）	利用日数（日）	118	116	114	114	114	113
	利用者数（人）	9	7	7	7	7	6

【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

- 福祉施設や事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- 退院が可能な精神障がいのある人の相談支援事業所の活用を促進し、精神障がいがある人の地域移行及び就労移行を図ります。
- 利用者のニーズを把握してサービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供に努めます。
- 今後の基盤整備については、新規施設の整備だけでなく、既存施設の増床や空き施設の利用など、社会資源を活用した補助や援助を実施していきます。
- 日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、切れ目なく他のサービスによる支援が可能な体制の構築に努めます。
- 自立支援協議会 就労部会の中で、障害者就業・生活支援センターひまわり、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、就労継続支援事業者、企業等、就労関係団体・機関等との連携を強化し、就労支援ネットワークの充実に努めます。
- 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、本市における障がいのある人の法定雇用率の遵守と障がいのある人の計画的な雇用に努めます。
- ふじのくに型福祉サービス（生活介護、短期入所）の利用について、高齢者向けの施設（デイサービスセンターや特別養護老人ホームなど）で、障がいのある人や子どもを受け入れて、ともに過ごすことができるよう呼びかけていきます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用している障がいのある人のうち、一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むのに支障のない程度の障がいのある人を対象に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所している障がいのある人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

【居住系サービスの実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	利用者数（人）	24	32	38	45	52	59
	うち精神障がい者数（人）	-	-	14	14	15	15
施設入所支援	利用者数（人）	51	50	50	49	49	49

【居住系サービスの見込量確保のための方策】

- グループホームの新設等は、県及び近隣市町と協議しながら、利用者のニーズに応じた施設整備を促進します。
- 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 精神障がいのある人に対応するグループホームについて、医療機関や社会復帰施設等を運営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- 入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人が優先して入所できるよう働きかけます。
- 事業者に虐待防止・差別解消に関する制度の周知・啓発を図るとともに、自立支援協議会等を通じて、地域で生活できる環境を整備していきます。

(4) 相談支援

①計画相談支援

障がいのある人の障がい福祉サービスの利用にあたって、指定相談支援事業者が必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証を行います。

②地域移行支援

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を行います。

③地域定着支援

居宅において単身での地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

【相談支援の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数（人）	276	281	290	296	303	310
地域移行支援	利用者数（人）	1	1	1	1	1	1
	うち精神障がい者数（人）	-	-	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数（人）	3	2	2	1	1	1
	うち精神障がい者数（人）	-	-	2	1	1	1

【相談支援の見込量確保のための方策】

- 障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。
- 病院からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、支援していきます。
- サービス等利用計画の作成対象者拡大に引き続き対応していくとともに、指定特定相談支援事業者の継続的な確保に努めます。

2 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の概要

【目的】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことのできるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的かつ効率的に実施・提供することを目的としています。また、障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

【事業内容】

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断によって実施の有無を決定できる任意事業の2種類があります。

【費用負担】

地域生活支援事業に係る費用は、国が全体の1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。また、実施主体である市町村の判断で、利用者が負担する利用料を求めることが可能です。

(2) 必須事業の提供見込量と確保のための方策

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる“社会的障壁”を取り除くため、障がいのある人等や障がいに対する理解を深めるための研修・啓発の実施を通して、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【各年度の実績と実施の有無】

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障害者週間（12月3日～12月9日）の時期に合わせて、積極的に障がいのある人への理解を深めるための啓発活動を行います。

②自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）への支援を通して、共生社会の実現を図ります。

【各年度の実績と実施の有無】

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障がい者団体等による活動を支援します。

③相談支援事業

○基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し相談支援機能を強化するものです。

○居住サポート事業

障がいのある人の一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に必要な調整を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

【各年度の実績と実施の有無】

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
居住サポート事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障がい者相談支援事業所については、市内に存在する2か所の事業所以外に、近隣市町の相談支援事業所にも委託を行うことで、障がいのある人の相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある人やその家族の総合相談窓口である「基幹相談支援センター」を設置し、相談支援体制の一層の強化を図ります。
- 相談支援事業の充実に向けて、裾野市障がい者自立支援協議会において、ネットワーク体制の構築・強化を図ります。
- 身近な相談支援事業所として、福祉サービス利用者以外にも、居住サポートをはじめ、生活面における支援を行っていきます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、親族がない等の理由がある場合に、市長による申立てを実施するとともに、低所得者の方に対して、申立てに必要な経費（登記手数料や鑑定費用等）や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	1	0	0	1	1	1

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 市長による申立てに要する経費及び後見人の報酬について助成します。
- 障がいのある人の権利擁護についての理解を促進するとともに、本事業を必要とする人への情報提供を通して、成年後見制度の利用の促進を図ります。
- 障がいのある人だけでなく、高齢者に対する後見制度とも一体的な仕組みを整備していくことが求められているため、地域包括支援センターや社会福祉協議会とも連携を強化し、制度の周知を図るとともに、利用が必要と認められる人の利用促進を図ります。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に実施する社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人を確保するための体制の整備、並びに市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

【各年度の実績と実施の有無】

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討

【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業の実施については、近隣市町の状況を注視するとともに県の助言を受けながら、広域での実施を含めて検討を進めます。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、音声言語障がい等のために意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通を円滑に図るために、手話通訳者等・要約筆記者等を派遣します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用回数（回）	68	64	65	65	65	66
要約筆記者派遣事業	実利用回数（回）	2	2	2	2	2	2
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	0	0	0	0	0	0

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 従来のサービス水準が低下しないよう、利用者のニーズの把握に努めます。
- 要約筆記者派遣事業の利用促進について、対象者に対して、障がい者手帳取得時に制度説明を行います。

⑦日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人及び子どもに対し、障がいの種別、程度に応じて、以下の日常生活用具の給付や貸与を行います。

【主な日常生活用具】

種 類	概 要
介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具 (特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器など)
自立生活支援用具	入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具 (入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置など)
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具 (透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計など)
情報・意思疎通支援用具	情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具 (携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭など)
排せつ管理支援用具	排せつ管理を支援する用具 (ストーマ装置、紙おむつ、収尿器)
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【各年度の実績と見込量】(年あたり)

		実績値 (令和2年度は見込値)			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	合計(件数)	1,070	964	1,082	1,097	1,114	1,125
	①介護・訓練支援	0	2	4	6	8	10
	②自立生活支援	23	15	10	10	8	8
	③在宅療養等支援	6	13	15	17	19	21
	④情報・意思疎通支援	3	3	3	3	3	3
	⑤排せつ管理支援	1,037	930	1,050	1,060	1,075	1,082
	⑥居宅生活動作補助(住宅改修費)	1	1	0	1	1	1

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- サービスを必要としている重度の障がいのある人及び子どもに、適切な用具が給付・貸与できるよう、日常生活用具についての情報提供の充実に努めるとともに、事業者に対する情報提供を充実させ、多様な事業者の参入促進を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者等との交流活動の促進並びに本市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	講座終了見込者数（人）	-	0	-	-	5	-

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 2年間の養成研修（入門講座、基礎講座を隔年で開催）を実施します。
- 利用者がより受講しやすい環境について検討を進めます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用時間（時間）	365	342	300	300	300	310
	利用人数（人）	15	13	14	14	14	14

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知に今後も一層努めていきます。
- 移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 事業者に対して情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。
- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者に専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人等の通いの場として地域活動支援センターを運営し、地域の実情に応じた創作的活動・生産活動等の機会の提供を通して、自立と社会参加の促進を図ります。また、専門職員を配置し、社会基盤との連携強化のための調整や障がいのある人に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業の実施を検討します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	利用者数（人）	398	398	200	300	330	360

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 地域活動支援センターでの活動内容や近隣市町の施設の情報等についての周知を図ります。
- 障がいのある人及び障がいに対する理解の促進を図るため、専門職員の配置について検討を進めます。
- 事業者に対し、活動の場の拡大と活動内容の充実について働きかけます。

(3) 任意事業の提供見込量と確保のための方策

①訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障がいのある人を対象に居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

【各年度の実績と見込量】(年あたり)

		実績値(令和2年度は見込値)			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用回数(回)	129	174	200	239	274	310
	利用者数(人)	2	4	4	5	6	7

②日中一時支援事業

日中、障がい福祉サービス事業所や障がい者支援施設等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守るとともに、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

【各年度の実績と見込量】(月あたり)

		実績値(令和2年度は見込値)			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用回数(回)	376	374	333	368	365	362
	利用者数(人)	61	76	76	74	73	72

③レクリエーション活動支援事業

障がいのある人が、レクリエーションを通じて体力強化、交流、余暇等に資する機会及びスポーツに触れる機会を得られるよう、月1回程度スポーツ教室を開催します。

【各年度の実績と見込量】(年あたり)

		実績値(令和2年度は見込値)			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動支援事業	実施回数(回)	12	11	8	12	12	12

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 以上の事業は、障がいのある人がそれぞれ有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業であることから、継続して実施していきます。
- 事業所に対して情報提供の充実を図るとともに、多様な事業者の参入が図られるよう働きかけます。
- 各サービスの利用について、対象者への周知を図っていきます。

3 児童福祉法等に基づく障がい児支援サービス

児童福祉法等に基づく障がい児支援サービスとして、通所サービスは市が、入所サービスは県が実施します。また、18歳以上の障がい児施設利用者には、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより対応します。

(1) 障がい児通所支援

①児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数（日）	408	407	450	498	550	608
	利用者数（人）	30	35	40	45	50	55

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 療育へのニーズの高まりがみられることから、サービス見込量の確保に向けて、提供事業者との連携を強化します。

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用日数（日）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 現在、市内には該当施設がありません。重症心身障がい児の受け入れについては、県と連携しながら、広域での対応を図ります。

③放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	利用日数 （日）	1,099	1,041	1,176	1,316	1,456	1,596
	利用者数 （人）	82	77	83	89	94	99

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 放課後等デイサービス事業所連絡会を通じて、学校や提供事業者との連携を強化します。
- 高校卒業に伴って本サービスの利用が終了することから、障がいのある子どもの発達に合わせて、将来を見据えたサービスの提供に努めます。

④保育所等訪問支援

発達に課題のある子どもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用日数 （日）	5	1	1	4	6	8
	利用者数 （人）	3	1	1	1	6	8

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 発達に課題のある子どもが、幼稚園や保育所等に適応（移行）できるよう、市の特別支援教育相談員と提供事業者、計画相談支援事業所等の連携を強化し、サービス見込量を確保します。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児等の重度の障がいのある子ども等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもを対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知能技能の付与等の支援を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 （日）	0	0	0	0	0	1
	利用者数 （人）	0	0	0	0	0	1

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 重症心身障がい児の支援については、県と連携しながら、広域での対応を図ります。

（2）障がい児相談支援

①障がい児相談支援

障がいのある子どもの障がい児支援サービス等の利用にあたって、子どもの心身の状況や環境、子どもまたはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成と、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	利用人数 （人）	121	138	138	148	158	168

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 毎月実施している相談支援事業所連絡会において、計画策定のスケジュールの確認を行うとともに、サービスを利用している人に必要なサービスについての情報が適切に提供されるよう、よりきめ細かな支援を行います。

(3) 発達障がいのある人への支援

発達障がいのある人の早期発見及び早期支援には、発達障がいのある人及びその家族等への支援が重要となります。発達障がいのある人及びその家族の支援体制の確保に係る見込量を設定します。

①ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム等

保護者等が子どもの発達障がいの特性について理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応をとることができるよう、子どもとの適切な関わり方についての指導・支援を行います。また、これらの指導・支援を実施するペアレントメンター（障がいのある子ども等の子育て経験のある親で、その経験を活かし、子どもが障がいの診断を受けて間もない親などに対し、助言や相談を行う者）の確保が必要となります。

②ピアサポートの活動

障がいのある当事者が自らの経験を活かして、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流等を図ったりする活動を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和2年度は見込値）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラム等	受講者数 （人）	9	9	9	9	18	18
ペアレントメンター	人数 （人）	1	1	1	1	2	2
ピアサポートの活動	参加人数 （人）	0	0	0	0	0	0

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 障がい福祉課が実施するペアレントプログラムにて、発達障がいのある子どもを持つ保護者の子育て不安の軽減を図ります。
- 支援プログラムを実施するペアレントメンターの役割を担う人材の発掘を図るとともに、ペアレントメンターの資格に必要な研修等の受講を推奨していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

市民の障がい福祉に関する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、推進されている取り組み等について、広報紙や市ホームページなどの様々な媒体を用いて周知していくとともに、障害者週間（12月3日～12月9日）等に伴うイベントをはじめとする各種行事において広報・啓発活動を実施することで、障がいに関する理解の促進を図っていきます。

2 計画の推進体制の構築

障がい者施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等の多くの分野に関係しています。障がいのある人のニーズに合った施策を展開していくために、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域の事業者等の多くの地域関係団体・機関と相互に連携しながら、総合的な取り組みを実践していきます。

また、あらゆる機会において障がいのある人やその家族・介護者のニーズや意見を把握し、施策に反映させていくよう努めていきます。

3 計画の進行管理と評価

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づき、計画の進行管理、施策の実施状況については随時評価を行います。評価結果をもとに、必要に応じて当該施策・事業の必要性等について関係機関と協議するとともに、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、効果的な計画となるよう見直しについて適宜検討します。



1 裾野市障害者計画等策定委員会設置条例

○裾野市障害者計画等策定委員会設置条例

平成 26 年 3 月 4 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定及び見直しをするため、裾野市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、障害者計画等の策定及び見直しについて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉及び障がい者関係団体の代表
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 地域住民団体の代表
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員会の答申が終了するまでとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和2年度 裾野市障害者計画等策定委員名簿

令和2年6月1日現在

(順不同・敬称略)

	氏名	法人名等	備考
1	高村 寿彦	社会福祉法人 裾野市社会福祉協議会 事務局長	委員長
2	大庭 武	社会福祉法人 裾野市手をつなぐ育成会 副理事長 障害者関係団体（知的）	副委員長
3	服部 保作	裾野市身体障害者福祉会 会長 障害者関係団体（身体）	
4	堀合 喜義	精神保健福祉会 すそのきせがわ会 幹事 障害者関係団体（精神）	
5	大石 啓文	静岡県立御殿場特別支援学校 教諭 教育関係者（学校）	
6	市川 富章	沼津公共職業安定所 所長 雇用・就労関係者（国）	
7	須田 早苗	総合地域サポートセンターひまわり 所長 雇用・就労関係者（国・県）	
8	堀尾 道子	裾野市民生委員・児童委員協議会 障がい児者福祉部会 部会長	
9	秋山 実紀	茶畑ヒルズ サービス管理責任者 障害福祉サービス事業者（者）	
10	岩田 操子	富岳裾野学園 園長 障害福祉サービス事業者（児）	
11	勝又 一郎	裾野市相談支援センターうぐいす センター長 相談支援事業者	

3 用語解説

あ行

インクルーシブ

障がいの有無によって排除されることなく、誰もが社会の構成員の一員として分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することのできる状態。

NPO (Non Profit Organization)

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会をささえるものとして期待されている。

か行

基幹相談支援センター

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う機関。

共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活における援助を行う施設。

※介護保険制度の認知症の方を対象としたグループホーム認知証対応型共同生活介護と異なり、障害者総合支援法の障害福祉サービスの一つ。

居住系サービス

障がいのある人に対し、昼間だけではなく夜間にも対応するなど、障がいがあっても社会で自立していけるよう支援するサービスのことで、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活援助がある。

ケアマネジメント

本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思の表明（要望等）があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められる。合理的配慮を提供しないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は差別に当たる。

合理的配慮の提供については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年 6 月 26 日法律第 65 号）」第 7 条で行政機関等に法的義務があること、第 8 条で事業者に努力義務があることを規定している。

さ行

視覚障がい

視力、視野、色覚などの視機能が永続的に低下している状態の総称。

自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別・程度を問わず障がいのある人が自ら居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくこと。

肢体不自由

身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮せる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながらともに考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人たちや社会福祉関係者にささえられた「公共性」という 2 つの側面を合わせ持っている。主な活動としては、地域福祉サービスの実施、高齢者・障がいのある人への福祉事業、福祉団体・ボランティア活動への支援、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して“社協”という。

重症心身障がい児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児（者）と呼ぶ。

手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話ごい、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

障害者基本法

障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がいのある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。同23年に改正が行われ、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調等が明記された。

障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間である。12月3日から12月9日までの1週間と定められている。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活に対して総合的な支援を行う法律で、平成25年4月1日に施行。

自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法に伴って制度化された。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる人であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい ②聴覚または平衡機能の障がい③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

裾野市障がい者自立支援協議会(愛称：びーしっぷ/ Be Susono Handicapped person Independence Power)

障害者総合支援法第89条の2の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議するために協議会を平成29年4月より裾野市単独で設置している。

駿東田方圏域

沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町の6市4町の圏域。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けたものに対して各種の支援策が講じられる。障がいの程度により1級(重度)～3級の等級が記載される。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)の財産や権利を保護するための制度。

相談支援事業

日常生活上の支援を必要とする障がいのある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業。

た行

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域生活移行

施設に入所や病院に入院している障がいのある人が、施設・病院を出て、一般の住宅やグループホーム等地域社会の中で必要な支援を受けながら生活すること。

地域包括支援センター

地域の高齢者の心と身体の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関として、市町村が設置する。介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントを担う。

デージー図書

印刷された本を読むことが困難な人が、文字・音声・点字など自分の読みやすい方法を選んで(あるいは組み合わせで)読むことができる電子図書。

特別支援学校

平成19年4月より、盲学校、聾学校、養護学校は、すべて障がいの種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。例えば、視覚に障がいがある人を主として教育する特別支援学校というようになるとともに、地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすこととなった。

特別支援教育

学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障がいの程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

な行

難病

「難病」とは、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

日常生活用具

重度の障がいのある人（児童）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用ポータブルレコーダー・電磁調理器・点字図書などがある。

日中活動系サービス

障がいのある人が、食事、着替え、排せつ、機能訓練など、地域社会の中で安心して生活し、また、自立していけるよう支援するサービス。生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）がある。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（AD/HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

ピアサポート

同じような立場の人によるサポート。

訪問系サービス

障がいのある人を対象に、障がいの程度に関わらず、誰もが自宅で安心して生活ができるよう、専門のスタッフが支援するサービスのことで、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援がある。

ホームヘルパー（居宅介護従業者）

障がいのある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

ボランティア

社会福祉において、個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

ま行

民生委員児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童等の相談に応じ、適切な助言、指導を行い、児童委員を兼ねる。

ら行

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、A（重度）とB（軽度）に区分される。都道府県によっては療育手帳の名称が異なる場合がある。

すそのふれあいプラン
第5次裾野市障がい者計画
第6期裾野市障がい福祉計画
第2期裾野市障がい児福祉計画

令和3年3月

発_____行 裾野市

企画・編集 裾野市 障がい福祉課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059

電話：055-995-1820 FAX：055-992-3681

ホームページ URL

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

メールアドレス

syougai-f@city.susono.shizuoka.jp

